

令和5年第2回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和5年6月19日（月曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
14番	荒山光広	15番	高木法生
16番	竹岡昌治		

2 欠席議員

13番 山中佳子

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	中嶋一彦
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
教育委員会事務局長	千々松雅幸	デジタル推進部次長	落合浩志
総務企画部次長	古屋敦子	市民福祉部次長	佐々木靖司
建設農林部次長	中村壽志	病院事業局管理部次長	古屋壮之

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 荒山光広

2 藤井敏通

3 田原義寛

4 坪井康男

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） すみません、始める前に、もしあれやったら上着を脱いでください。この暑さも6月と9月議会で終わりになりますから。申し訳ないです、ここは一番暑いところじゃから。

それでは改めまして、おはようございます。

会議に入ります前に、このたび全国市議会議長会において表彰がありましたので、被表彰者のお名前を事務局長から報告させます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

全国市議会議長会議員特別表彰として、議員20年以上、荒山光広議員、議員一般表彰として議員15年以上、高木法生副議長、三好睦子議員。

以上御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 被受賞者の皆さん、おめでとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において、岡山隆議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして順次質問を許可いたします。荒山光広議員。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

○14番（荒山光広君） おはようございます。新政会の荒山でございます。

6月定例会の一般質問にあたり、一般質問順序表に従って質問を行います。

まず、先ほど議長のほうから全国市議会議長会表彰の伝達をいただきました。ありがとうございます。皆さんのおかげで20年間努めることができました。今後もバ

ッジに恥じないように、しっかりやってまいりたいというふうに思っております。

それでは、市長を含め、私たち議員の任期も残り1年を切ってまいりました。

さきの3月議会において、任期の最終年度である令和5年度一般会計予算が可決・承認され、その中には多くの新規事業や重点事業も含まれております。

4月以降、これらの事業を推進するために、複数の支援業務や委託業務が公募型プロポーザル方式により、定められた実施要綱に沿って募集が行われております。一部は、既に審査会が終了し、業者が決まったものもあるようで——あるようでございます。

これら支援業務、委託業務の実施要綱や仕様書を見ますと、それぞれの事業や予算に沿った内容であると理解いたしましたが、ただ1つ、美祢市シティプロモーション業務委託というのがありまして、これは何の事業で、どの予算に基づいているのかよく分かりませんでしたので、もう一度予算の概要を見直しましたところ、2款総務費・1項総務管理費・2項文書広報費のデジタル情報発信事業の2としまして——の新規事業として、魅力発信アドバイザー業務（市の魅力発信）、これに990万円の予算がついておりますので、この業務に関する業務委託であろうと推察いたしました。

この業務について予算の概要にある説明によりますと、美祢社会復帰促進センターにおける地域の特産品などを材——題材とした取組で連携している専門家の知見を生かし、本市の魅力を発信しますとあり、加えまして予算決算委員会では、これまでも本市の地域の特産品などを題材にした本市のPRを行ってきておりました社会復帰促進センターの取組を行っていますが、令和5年度は専門家などの知見を生かし、本市の魅力を発信するシティプロモーションの方針の策定などの取組ができればと考えており、予算990万円はアドバイザーにかかる業務委託費となりますとの説明でございました。

これらの説明からしますと、本業務委託は、既にセンターで取り組んでいる事業と関連のある専門家に990万円の予算で業務委託をして、シティプロモーションの方針を策定してもらう業務であると解されます。

しかし、本業務委託は公募型プロポーザル方式によって公募されており、その業務委託仕様書を見ますと、予算の説明にあった本市の魅力を発信するシティプロモーションの方針の策定という方向から、具体的な業務の提案をするようになって

います。しかも、業務委託費の限度額は450万円と予定の半額となっております。

このことから、予算の説明と本業務委託を公募型プロポーザルで公募したことは整合性がないと思われませんが、これに至った経緯と併せまして、仕様書で要求している業務内容には1として、デジタル住民票（自治体NFT）の発行、2として、デジタル住民票を活用した各種の施策実施、3として、その他従来のメディア広告に捉われないデジタル技術を活用した効果的、効率的なプロモーション施策の提案とありますが、そもそも、このデジタル住民票（自治体NFT）とはどういったものなのかお尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） 荒山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、シティプロモーションについて御説明いたします。

シティプロモーションは、都市や地域の魅力を広く周知し、観光客、企業及び移住者などを引きつけるための重要な施策であります。

以前より、議会から本市の情報発信やシティプロモーションの弱さを御指摘いただいております。ありきたりの取組ではなく、1歩も2歩も先に進んだ取組をしなければならないと考えているところでございます。

そのため、この重要性に鑑み、令和5年度当初予算において、国の交付金を活用し、美祿社会復帰促進センターと連携したシティプロモーションの実施に係る事業費を計上したところであります。

しかしながら、シティプロモーションに係る部分の交付金が認められなかったため、当初予定しておりました事業内容の見直しを行うこととしたところでございます。その結果、プロモーション効果や経費面等を総合的に判断し、全国的にも珍しいNFTの技術を活用したデジタル住民票の発行によるシティプロモーションを行うことといたしました。

NFT（Non-Fungible Token: ノンファンジブル トークン）とは、代替不可能なデジタルデータ資産のことです。複数のコンピューターがネットワーク上で協力してデータを管理する仕組みであるブロックチェーン技術を利用しています。デジタル住民票は、その技術を活用したデジタル資産の一つであります。

今回、便宜上、デジタル住民票という名称を使っておりますが、本市に住民登録のある住民票とは全く関係がなく、いわゆる本市を応援する人々を証明する会員証

といった意味合いと考えていただければよろしいかと存じます。

デジタル住民票の発行によるプロモーションは、デジタル社会の自由に沿った、これまでにはない新しいプロモーション手法であり、この取組により、本市の魅力を広範囲かつ効果的に発信できるものと期待するものであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 最近のデジタル技術というのは本当に発展して、私たちもなかなかついていくことが難しいわけなんです、ただいま説明がありましたデジタル住民票については、新しい取組ではなかろうかというふうに思っております。

説明によりますと、国の交付金がいただくことができなかったということがございます。

これは、いろんな事情で致し方ないのかなと思いますけども、このたびのこの事業目的と言いますか、シティプロモーションの当初はいろいろあったと思いますけども、現在では具体的なことに取り組むということであります。

この事業目的からは外れていないということによろしいでしょうか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の御質問にお答えいたします。

事業目的は同じでございます。ただ、ちょっと事業内容を一部見直させていただいたということがございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 事業目的は変わらないということがございます。

その中で最近、最新の技術を用いたプロモーションを行っていくということがございますので、ぜひ前向きに事業効果が上がるように取り組んでいただけたらというふうに思っております。

今のデジタル住民票を取得される方がおられると思うんですけども、その方のメリット、それから美祢市が期待する効果というものはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員が言われたように、デジタル技術っていうのは本当に日々進歩している状況でございます。そのため、こういった技術を活用するかっていうのは、本当に市町村間でも競争になっているところでございます。

これを取り入れることができれば、県内初の取組ではなかろうかと思っておりますし、全国でも珍しい取組であるというふうに認識しております。

このたびのシティプロモーションは、デジタル住民票の概念を活用したプロモーション活動でございます。

初めに、デジタル住民票保有者のメリットにつきましては、次のことが考えられます。

まずは、特典や割引の提供であります。

デジタル住民票の保有者に対して、地域の店舗やサービス提供者から特典や割引を提供することができます。例えば、地元産品の割引価格での購入や、観光施設や公共施設利用の際の使用料の割引などの特典が考えられます。

次に、地域イベントへの優先参加ができる特典の付与です。

デジタル住民票の保有者に対し、地域のイベントなどに優先的にアクセスできる権利を与えることができます。これにより、地域の文化活動やイベントに参加する機会が増え、地域への関心や参加意欲が高まる効果が期待されます。

また、デジタル住民票の保有者に対し、地域情報やイベント情報を共有するメタバース空間等の場を提供することで、保有者同士の交流や地域の魅力を広めるための情報発信の促進が期待されます。

このように、デジタル住民票保有者のメリットは種々ありますが、この取組を活用したシティプロモーションは、本市の魅力を高め、訪問意欲を高める革新的なプロモーション手法であると言えます。取組が先行している自治体においては、多くの購入希望者の求めに応じ、デジタル住民票を発行し、多数の関係人口の創出につながったという実績もあります。

本市においても、全国、さらには全世界の1人でも多くの方に美祢市を知ってもらうため、このシティプロモーションの意義は非常に大きいと考えております。同時に、市外、県外へ転出された方に対しては、ふるさとを思う気持ち、また、帰郷を促す効果も期待されております。

以前より、先ほど部長のほうで申し上げましたが、議会からも情報発信やシティプロモーションの弱さを指摘されたところがございますが、この取組は、市のPRはもとより、関係人口の創出、持続可能な地域づくりにつながる大きな一歩になるものと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

このデジタル住民票発行によって、美祢市に興味を持っていただくということでございます。

関係人口の増加も目指されるということでございます。

最近——最近と言いますか、ここの美祢市に足を運んでいただくことが一番だろうと思うんですけども、やはり、このデジタル化社会の中で、デジタル住民票を通じて美祢市に興味を持っていただいて、関係をつくっていただくということも大きな目的の1つというふうに解釈をいたしました。

ぜひ、新しい取組のようでございますので、成功するようにお願いをしたいと思いますけども、1点お伺いしたいのは、私も仕組みがよく分かりませんので、このデジタル住民票を発行することにおいて、新しい——どう言うんですかね、機器と申しますか、そういったものが必要なのか、今までの機器で対応できるものなのか、ちょっとその辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） ただいまの荒山議員の御質問にお答えいたします。

このデジタル住民票発行によります新しい機器、こちらの購入は本市で購入することはございません。こちらのほうは、事業者のほうで新しく機器を用意するというよりも、デジタルを使ったそういった本市の住民票の購入の募集とか、それから周知のほう、そちらのほうをやっていくという方向でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 分かりました。

いずれにしても、美祢市のシティプロモーション、こういった新しい形でさ

れるということでございます。

ぜひ、いきめのいった事業にさせていただくようお願いしたいというふうに思っております。

次に、観光地の環境整備についてであります。

この5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけが2類相当から5類感染症に移行され、基本的な感染対策は維持しつつも、行動制限は大幅に緩和されました。

これに伴って、人流も増え、各観光地の人出もコロナ禍前の水準に戻りつつあります。

せっかくの機会ですので、県内有数の観光地であります秋芳洞等の最近の観光客の動向と、今後、観光客誘致に向けた取組等のお考えがあれば、お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の御質問にお答えいたします。

まずは、令和4年度の観光客の状況を御説明いたします。

令和4年度は、コロナ禍以前の観光客数までは回復していないものの増加傾向にあり——傾向にあつて、秋芳洞、大正洞、景清洞の合計の入洞者数は令和3年度と比較いたしまして55.05%増の38万2,407人となったところであります。

また、今年度に入ってから4月と5月の3洞の合計入洞者数は、前年度同月と比べて増加しており、秋吉台地域への観光客は徐々に戻りつつある状況でございます。

令和5年度においても、この観光客の増加傾向をさらに加速させるため、登録観光地域づくり法人「みねDMO」となりました美祢市観光協会、また、日本航空、サンリオなどの関係機関との連携により、新たな旅行コンテンツの開発を行うとともに、情報発信、プロモーションをさらに強化させ、旅行需要の掘り起こしと新たな客層の誘客を進め——推し進めてまいります。

併せて、インバウンド事業にも積極的に取り組み、外国人観光客の誘客にも努めてまいります所存であります。

また、先日、山口県知事をトップとするアウトドアツーリズム協議会が設立されたところでございます。これは、アウトドアに着目した協議会でございます。

私は、これを本当に大きなチャンスとして捉え、当議——協議会と連携しながら、誘客に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 最近、随分観光客も増えているようでございますけども、コロナ前の令和元年度に比べると、まだまだもう少し今一步だろうというふうに思っております。

今、今後の取組についても説明がございましたけども、先ほどのシティプロモーションですか、それともぜひ連動して観光の面もしっかりとPRしていただけたらなというふうに思っております。

この時期になりますと、観光地に限らず、農地や道路、各施設周辺の草刈りは大変な労力を要します。山口県では「きらめき道路サポート事業」、美祢市では「さわやかロード美化活動事業」があり、それぞれが管理する道路の草刈りを——などを行っていただく地域、団体に対して経費の一部を助成していますが、地域の高齢化や団体の構成員の減少などもあって、この事業に乗りたくても乗れないという事情もあるのではないのでしょうか。

また、市が管理する各施設においても、職員の数や予算に限りがあって、思うような環境整備ができないというジレンマもあると思います。広い地域を持つ美祢市ですので、全ての道路や施設を常にきれいに維持することは、至難の業であることは理解できます。

私は、先日のゴールデンウィークのある日に用事がありまして、広谷の秋吉トンネルを抜けて、観光センター前から随徳に向けて抜けましたけども、そのとき感じたのが、これがお客様を迎える観光地の姿なのかと、ある意味がっかりいたしました。

さすがに、第2駐車場の辺りはきれいにされておりましたが、沿道には雑草が生い茂っている状況でした。

一部分を通っただけで、ほかのところは見ておりませんが、通ったところは場所的に家で言えば玄関口に当たりますので、もう少しどうにかならないものかと思ったところでもあります。

担当課においても、限られた予算の中で環境整備については苦心されているとは

と思いますが、秋吉台地域の景観保持についてどのような対応をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 荒山議員の御質問にお答えいたします。

現在、市内の観光地の環境整備の状況といたしましては、各観光施設の敷地内はもちろんのこと、観光地周辺の県道、市道及び市営駐車場などの草刈り作業や、樹木の剪定作業は、それぞれの施設管理者が行っているところでございます。

また、秋吉台地域については、秋芳洞、大正洞、景清洞及び秋吉台上の観光施設周辺を中心に、年間を通して実施時期及び回数を定め、定期的に作業を行うこととしており、観光——観光客の皆様にご気持ちよく観光していただけるように努めているところでございます。

しかしながら、環境整備に係る予算に限りがあることから、作業実施箇所に優先順位を付け、実施回数はこれまでの実績を勘案した回数とし、より作業成果が出るように取り組んでいるのが現状でございます。

議員御発言のとおり、今後は、コロナ禍前の観光客が戻ってくることが期待されますことから、整備実施区域や時期に関しては、ゴールデンウィーク前、夏休み前等、観光客が多い時期に合わせて作業を実施するなど、業務内容を再度検討し、それに見合う予算確保に努めてまいります。

併せまして、県道等の施設については、県に対しまして適切な環境整備を実施いただくよう要望してまいりたいと考えております。

また、観光地周辺施設の環境整備と観光地エリアの美化については、第2次美祿市観光振興計画の基本方針「豊かな観光資源の保全と活用」において、「市民の意識啓発に努める」と定めておりますことから、市民の皆様の御理解をいただきながら、官民一体となった心のこもったおもてなしの観光地づくりを推し進めてまいり所存でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

なかなか草刈りを含めた環境整備は、頭を痛める部分が多いというふうに思います。

答弁の中にありましたように、せっかく草刈り等を複数回やっておられるようで

すけども、特に、シーズン前と言いますか——ゴールデンウィークとかお盆、正月、たくさんのお客さんが来られる前に効果的に実施をしていただけたらというふうに思っております。

また、6月は環境月間ということもありまして、多くの団体、市民の方が地域、あるいはいろんなところの草刈り、それから花壇づくり等をやっておられました。一昨日もしっかりやっておられました。そういった市民の方の力も借りながら美祿市全体、気持ちのよい環境に維持をできたというふうに思っております。

観光政策もいろんな計画等に従って進めておられるというふうに思います。それはそれで大切なことですが、やはり目の前のできることからしっかり取り組んでやっていただけたらというふうに思っております。

それでは、次に中学校部活動の地域移行についてであります。

中学校の部活動は、スポーツや文化活動を通じて、学校の授業とはまた違う体験ができる大切なものだと思います。

心身ともに大きく成長する時期において、複数の学年や他校の生徒と交流することなどで、生徒の心身の健全な育成や豊かな人間性、社会性を醸成するためにも大きな意義があると言われております。

しかし近年、全国的に生徒数の減少や学校規模の縮小化、教員の働き方改革などによる顧問の確保問題や生徒・保護者のニーズの多様化など、その運営には多くの課題がある中、文部科学省は令和7年度までに段階的に中学校部活動の地域移行を進め、早期実現を目指す方針を示しており、本市では昨年度から取組が始まっております。

この件につきましては、これまでも複数の議員が部活動の課題や、地域移行への準備状況をなどについて一般質問を行っていますが、現時点での具体的な進捗状況や、これを進める上で取り組むべき新たな課題などがあればお尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 荒山議員の御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、生徒数の減少に伴い、部活動の種類や数が限定的になっていることから、現行の中学校部活動に代わり、生徒の選択肢を広げ、持続可能なスポーツ活動、文化活動の新たな仕組みをつくるために、令和4年度から、中学校部活動の地域への移行について取組を始めております。

また、今年度は、この取組を円滑に推進するため、総括コーディネーターを教育委員会事務局に配置したところであります。

本年3月には、剣道及びサッカーについて、運営団体との協議や、保護者・生徒への説明、中学校体育連盟への登録が済み、地域スポーツクラブ活動への移行を終えております。

また、他のスポーツ活動、文化活動については、昨年度取り組んだ美東中学校における休日の部活動を地域移行する実践研究の成果を踏まえ、今年度、市内全ての中学校において、休日の部活動の地域移行を目指し、教育委員会事務局内関係各課が連携して準備を進めております。

まずは、5月30日に第1回美祢市中学校部活動改革推進協議会を開催し、今後の方針を共有するとともに、関係団体の代表の皆様、「美祢市立中学校における部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的な運営方針（案）」等について御意見を伺いました。

また同時に、市内のスポーツ・文化活動の関係者と具体的な意見交換を始めている状況であります。

今後も、地域スポーツ・文化クラブ活動の運営団体の確保・調整を進めてまいりたいと考えております。

また、休日だけでなく、保護者・生徒、運営団体の理解が得られれば、剣道やサッカーと同様、平日も含めた移行を進めていく予定にしております。

さらに、子どもたちに現在の部活動にはない様々なスポーツ活動や文化活動に触れてもらう「Mチャレ！チャレンジスポーツ、チャレンジカルチャー」を今年度から実施し、体験格差の軽減に向けた取組を行ってまいります。

なお、スポーツに関しましては、美祢市スポーツ推進委員による学校でのユニバーサルスポーツの普及活動にも取り組むこととしております。

これらの取組については、市民の皆様幅広く説明するためのリーフレット作成も検討しております。

地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に当たっては、指導者の確保、経費負担、生徒の移動手段、生涯スポーツにつなげ—つなげるための指導方針の明確化、活動場所等、解決していかなければならない課題が多くあります。しかしながら、部活動の地域移行は、市民の生涯スポーツ・文化活動の振興や市民の交流の創出にも

つながりますので、地域や保護者、また民間企業の協力も得ながら、本市の抱える切実な現状に鑑み、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今、答弁にもありましたように、一口で部活動の地域移行と言っても、受ける側の事情や出す側の事情もあって、解決する課題はまだまだ山積しているようであります。

これを推進することによって、社会体育や文化活動などが地域全体で活発になることも期待をしております。

今後、部活動の地域移行が進みますと、それぞれの種目で複数の学校の生徒たちが集まって、どこかの学校で練習をすることになると思いますが、種目によっては学校以外の施設利用も考えられます。美祢市は自治体の規模からすると、先人のおかげを——で体育施設も割と充実していると思いますが、現在、各種目で日々の練習を含めて、練習試合や公式試合で使える施設がどのくらいあるのか伺いの——伺いたいのが1つと、先ほど、本年度3月には剣道とサッカーについては運営団体との協議が整い、地域スポーツクラブ活動への移行が終えているとの答弁がありました。

サッカーについては、公式の試合となりますと、通常、芝生のグラウンドで行われるはずですが、残念ながら美祢市には校庭を含めて芝生のグラウンドはありません。日々の練習を土のグラウンドで行っていると、試合のときに芝生の感触をつかむのに苦労し、芝生で練習しているチームとのハンディがあるのではないかと思います。

公式のサッカーコートを整備しろとまでは申しませんが、多目的に使用——使える芝生のグラウンドを含めた運動公園整備の必要性についてお尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員から、施設整備の必要性という御質問でございますので、私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

現在、市内の体育施設は、都市公園も含め、武道場2施設、弓道場2施設、野球場1施設、多目的広場を含めたグラウンドが18施設、屋内運動場13施設、テニスコート5施設、温水プール1施設という状況であります。

中学校スポーツ部の——スポーツ部活動の地域移行を考えていく上で、その活動場所の確保は、重要な検討課題の1つであります。

現在、学校部活動のほとんどが学校内で行われておりますが、練習試合や公式戦を行う場合は、施設基準をはじめとする様々な規定を満たすことは言うまでもなく、大会運営がしやすい環境も求められているところであります。

本市において、野球、弓道、ソフトテニス、バレー等の屋内競技や水泳などについては、公式戦が開催可能な施設を有しており、市外のチームを迎えての大会等も開催されております。

議員御質問——御質問のように、しかしながら、サッカーについては、けが防止等の理由から芝生のグラウンドでのプレーが好まれ、芝生のグラウンドがない本市においては大会等が開催しづらい状況にあります。

本市には、高等学校のサッカー部と社会人、中学生、小学生のサッカーチームがそれぞれ1チームあります。平成30年度には、美祢市サッカー協会が設立され、本市のサッカーの発展に御尽力いただいているところであります。

また、中学校部活動改革の取組により、学校の枠を超えたクラブチームも、中学校体育連盟が開催する大会に参加することができるようになりました。

このような現状の中、市民が健康で生涯にわたってスポーツに親しむことができ、各種大会の開催や誘致に期待ができ、さらには、各種イベント等も開催できる芝生のグラウンドの必要性は十分認識しているところであります。

今後、グラウンドの規模、機能や構成、芝生の種類、維持管理方法や整備に係る財源等について調査研究するとともに、整備場所については、本市体育施設の稼働率を考慮し、既存公共施設の活用も含め、また、まちづくりの観点からも、総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、美祢市サッカー協会をはじめとする関係競技団体や市民の皆様の意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございました。

芝生のグラウンドを含めた運動公園の必要性については必要があるだろうというふうな答弁でございました。

なかなか校庭の芝生化というのも、従来より全国的に進められてはおると思いますが、今言うその管理の問題でありますとか、諸般の事情でなかなか進めづらいところもあろうかと思えます。

県内でも校庭の芝生化されたところもございます。その事情を聞いてみますと、地域で管理をするので整備をしてくださいというふうなところが1件、私も聞いたことがあるんですが、美祢市でそれができるかどうかまた分かりませんが、なかなか芝生のグラウンド、あるいは校庭の芝生化ということになると、聞くのもタブーなような気がしますけども、先ほど言いましたように、そういった施設を整備することで市民の健康の増進、また交流人口の増加、その辺も見越せるんじゃないかというふうに思えます。

近隣では、長門市の板持のところに立派な芝の公園——総合グラウンドみたい——公園みたいなのがありますけども、そこもかなりのお金をかけて造っておられると思います。御存じのように、下関も王司のあたりに立派なサッカーのコートが2面もあるような状況ですけども、なかなか美祢市の財政状況では、そこまでの整備は難しいかと思えますけども、先ほど答弁ありましたように、既存の施設を活用するであるとか方法を前向きにぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

私も、サッカーコートの広さの基準とかよく勉強してないんですけども、いろいろ広さもあるというふうに聞いております。また、芝の種類についても、立派な芝ではなくて、最近では運動公園に適したような芝の開発もされているようでございます。あるいは、人工芝という手法もあろうかというふうに思っております。

財源についても、全て一般財源というわけにもいかないというふうに思っております。いろいろ助成金——いろんな——例えば、スポーツくじであるとか、そういった助成金等もあろうかというふうに思えます。その辺もぜひ含めて、前向きに検討していただければと思いますし、我々もこの芝生のグラウンド——運動公園ということについては、また研究をして執行部とも協議しながら、早い時期に実現できるように頑張っていきたいと思っておりますので、執行部としても前向きに検討をお願いしたいというふうに思っております。

サッカーに限らず、いろんな種目で秀でた生徒もたくさんおります。残念ながら小学校のスポーツ少年団あたりでちょっと芽が出た子は中学校に——市外の中学校

に転出するという例も多々聞いております。サッカーについても、同じことが言えるんじゃないかと思えます。この環境整備をしたからといって、その子たちが残るとは限らないんですが、少なくともそういった各いろんな種目で環境整備をしていただいて、それだけでなく少ない児童生徒、なるべく美祢に残って活躍できるような環境整備ができますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（竹岡昌治君） この際——この際10時55分まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） おはようございます。会派みらいの藤井敏通です。

本日は、通告書にもありますように、3つのテーマについて質問させていただきたいと思ってます。

1つは、マイナンバーカードの行政サービスについて、2つ目が農業政策の地域計画と活性化計画について、3番目が美祢市の少子化対策、子育て支援策について、この3つ質問させていただきます。

まず最初に、マイナンバーカードの行政サービスについてでございます。

マイナンバーカードにつきましては、政府の方針として、令和6年の秋までに一応もう保険証を廃止して、マイナンバーカード化——頃にカードに統一するということで進んでおりますし、また、令和6年の末をめどに、運転免許証もマイナンバーカードに統一しようというようなことで計画をされております。

しかしながら、実際に、皆さんも御存じのように、毎日のように、マイナンバーカードの保険証の適用等について、いろいろなトラブルが報道されております。

例えば、他人の情報がひも付きになってしまったり、自分で見ると、自分のデータではないものが出てきたりとか、公金受取の口座を登録を間違ってしまったとかです。ね、いろいろトラブっています。

こういう状況を踏まえながら質問なんですけれども、まず、美祢市において、今、

マイナンバーカードの取得率というか、普及率、申請率っていうか——がどのぐらいの程度になっておるか。

そして、いろいろトラブルが指摘されておりますけれども、このようなトラブルは、美祢市では起こっていないかどうか。

そして、予定どおりですね、来年の秋、保険証を廃止してマイナンバーカード化というのを美祢市として、全面的に施行できるかどうかと、この3点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、証明書、コンビニ交付サービスでの誤交付やマイナ保険証、公金受取口座、あるいはマイナポイントでの誤登録、このようなマイナンバーカードの利用に関連する一連の事案の発生により、不安を感じておられる市民の方もいらっしゃるかと存じます。

国は、こうした事案を踏まえ、マイナンバーカードの信頼確保に向け、事案に係る全てのデータ及びシステムを再点検するなど、万全の対策を迅速かつ徹底して講じることとしており、デジタル庁を中心に関係府省が一丸となって、国民の不安解消への対応を講じるとされているところであります。

先ほどの御質問にありましたけれども、本市におけるマイナンバーカードの交付率でございますけれども、およそ77%となるなど、市民に身近な存在になっております。

市といたしましては、マイナンバーカードは、これからのデジタル社会の実現に欠かすことができないものと認識しておりまして、今後も制度の意義や内容について、一層の周知に努めるとともに、カードの利活用を図るなど、マイナンバー制度を推進していく所存であります。

さて、議員御質問の保険証としての利用についてでありますけれども、国は、来年秋から健康保険証のマイナンバーカードへの一本化を決定しておりまして、現在、医療機関には、保険証利用に必要なカードリーダー等の設置が進められているところであります。

本市においても、市立2病院をはじめ、多くの医療機関及び薬局で利用できることを確認しております。

マイナンバーカードが保険証と一体になることによるメリットについては、種々あります。医療機関の窓口では、顔認証で自動化された受付ができるとともに、正確なデータに基づく診療、薬の処方を受けられます。また、窓口での限度額以上の医療費の一時支払いが不要となることなどが挙げられます。

市では、これからも、これらのメリットについて周知を図り、さらなるマイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、マイナンバーカードへの保険証の登録を促進してまいりたい所存であります。

それから、先ほどの藤井議員の御質問のもう1つですけれども、美祿市民のマイナンバーカードに係るトラブルの発生状況でございます。発生状況でございますけれども、現時点では、私どものほうには報告がありませんので、そういった認識でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。実は、私もこのマイナンバーカード化というのは非常に大賛成というか、ぜひ、一刻も早く推進していただきたいなというふうに思っておる1人です。

と申しますのが、実際に、今、私も定期的に検診とかしとるんですけれども、できれば自分のそういう過去の検査データ等が時系列的に、例えばスマホで見れたりすると、ああ自分としては、こういう項目は改善してるなとかいうのが分かるんで、ぜひそれを、このマイナポータルというソフトを通じてですね、一刻も早く、それが見てみたいなというふうに思っておるんです。

実際に、マイナポータルで見ますと、過去の医療費の支払いとか、あるいは、どのような薬が処方されてるといのは、今現在でも見られます。

ただし、一番知りたい検査データの推移っていうか、時系列的なものっていうのは、残念ながら今の時点ではまだ見ることはできません。

それで、12月だったですか、一般質問のときに、やはりこの関連のことを話をし、医療部のほうから一応今、厚労省のほうで、データヘルス改革推進本部というのがこの辺の情報の統一化ということで、鋭意検討を進めており、令和7年の末を目標に整備しているというお話をお聞きしましたけれども、多分この一元化ができれば、先ほど言いましたマイナポータルで、自分の検査データ、時系列的な状況とか

も把握できると思うんですけど、この辺の検討状況、前回から半年しかたってませんけれども、ちゃんと予定どおり進んでるかどうか、もし御存じであれば、お答え願えればと思いますけれども。

○議長（竹岡昌治君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 御質問にお答えします。

前回、こちらの病院のほうでお答えしている内容に関連しますので、お答えをこちらでしたいと思います。

現在の進捗についてはまだ変更と、こういった事態を前提に変更という話は全く出ておりません。

議員のおっしゃる医療機関での医療情報の確認と個人での確認という意味で非常にメリットがあるものでありますから、現在、国の計画に沿って行われているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） どうもありがとうございました。

それとこのマイナンバーカードっていうのは、義務化されたものではなく、強制されてるものじゃなくて、あくまでも個人の意思によって取得するかどうかということなんですね。でも、来年の秋から保険証が廃止されれば、じゃあマイナカードを持ってない方はどうなるんだという問題が起こると思うんです。

それで、一応、政府としては、持ってない人には資格確認書というものを発行すると。そして、それで一応ちゃんと保険——保険っていうかですね、入ってるかどうか、あるいはその人が保険適用あるかっていうのを判断するということのようなんですけれども、この確認書の発行について、じゃあ自分はもうカードなんか持ちたくない。でも医療機関での医療を受けたいんだという方は、この資格確認書を手——取得せんといかんのですけど、この手続はどのようになっておるか、御教示願えればと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、現在保険証、マイナ保険証に切替えができないであろ

う方につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、資格確認書、こちらのほうを発行するというお話までは聞いておりますけれども、特にその手続について、保険者がどうする、どのような方法を取るとか、医療機関がどのような方法を取るといった具体的な通知はまだ、こちらのほうに届いておりませんので、そこら辺は今後の国からの通知等を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） そうですか。もう来年の秋ですんで、多分、そのうち国からの具体的な指示はあるかと思うんですけれども。ぜひ——本来ならば、全員がカード取得されることが望ましいと思うんですけれども、これは強制ではないんで、やはりどうしてももうカード嫌だという方もいらっしゃると思うんで、その方が、医療を受けられなくなるということがないように、よく注意して、この資格確認書の発行についてやっていただければというふうに思います。

それと、マイナカードで、私は専ら保険証一体化のことしか質問してこなかったんですけれども、実際問題として、このマイナンバーカードシステム制度というのは、医療だけではなくて、例えば日常の行政サービスにも、これを活用することで、利便性が高まるといううたい文句で始まってると思っております。

それで、例えば、パスポートの取得、実は私も、以前はパスポートを持っていたこともあるんですけど、ずっともう最近必要もなかったんで、パスポートを今は持っておらないんですけども、ちょっと必要なことが近々起こるかなあと考えてまして、じゃあパスポート取得しよう。

あるいは、従来、美祢市以外の、例えば東京にいた息子から戸籍謄本を取ってくれというふうなことで依頼があって、わざわざ市役所に来て、戸籍謄本を取るといったふうなことを手続をしてたんですけれども、せっかくこんなマイナンバーカード制度というものが今後導入されるのであれば、パスポートの場合は、いろんな書類をいろんなところに行って集めんといかんという面倒くさいことがありましたけれども、今回から、このマイナンバーカード1つですすね、もう1か所で全てのデータを取得できるんじゃないかと思うんですけど、その辺、このマイナンバーカードを普及することで、行政サービスとしてどのような利便性があるのか、具体的に、

お答え願えればと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請、あるいは民間の各種オンライン取引など、日常生活の中で利用できるシーンが広がっております。

マイナンバーカードの主なメリットについて御説明しますと、まず、本人確認書類としての利用が挙げられます。これまでは、行政手続などで、複数の証明書類が必要なケースがありましたけれども、マイナンバーカード1枚で確認ができるようになっております。

次に、コンビニエンスストアで証明書の取得ができることが挙げられます。日中、お仕事などのため、市役所窓口で手続ができない場合でも、お近くのコンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑証明書、戸籍証明書及び所得課税証明書などが取得できます。

3つ目といたしまして、先ほども御説明いたしましたとおり、健康保険証として使うことができます。また、将来的には、運転免許証や国家資格等の取得者証としての利用が考えられております。

4つ目として、オンラインで行政手続が可能になります。子育てなどに関する手続などをオンラインかつワンストップで行うサービスが既に開始されております。

最後に、マイナポータルが利用できるようになり、行政機関などが持つ情報をいつでも確認することができるため、面倒な手続が簡単になります。具体的には、行政機関からの通知や健診情報や薬剤情報、医療費通知情報の確認が可能になります。

さらに、マイナンバー制度の導入により、行政機関内においては、行政手続における正確かつ迅速な本人確認や関係機関とのスムーズな情報連携が可能となることにより、事務の効率化が図られます。このことは、一層の市民サービスの充実や政策的な業務への注力につながるものと考えます。

国は、今後もマイナンバーカードを安全・安心に利用できるよう技術面及び運用面の観点から、安全な利用環境の整備に取り組むこととされており、本市においても、マイナンバーカードの有用性を一層アピールするとともに、カードの利活用を進めるなど、マイナンバー制度の推進に努める所存であります。

○議長（竹岡昌治君） 部長、今の答弁の中で、印鑑証明とおっしゃったんですが、大丈夫ですか。それは入ってるわけですね。了解しました。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） いろんなサービスが受け——便利に受けられるというのは今の答弁でよく分かりましたけど、具体的に、例えば、先ほどコンビニで、住民票が発行できるということですけど、戸籍謄本もできるんですかね。例えば遠く離れたところから、今までだと、わざわざこっちに取ってくれということがあるんですけど、その辺はいかがでしょうか。ちょっと併せて、ついでに教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

戸籍証明書等の発行についてでございます。

いわゆる戸籍謄本、戸籍正本につきましては、住所地が美祢市外におられる方につきましても、美祢市に本籍地のある方——住所地と本籍地が違う、異なる方につきましても、住所地のコンビニで、戸籍謄本、正本等の発行することができます。

ただし、その場合は、住民票のコンビニ交付とはちょっと違い——異なりまして、まずコンビニエンスストアにあります発行機器、キオスク端末と申しますけれども、そちらのほうで、まずその事前登録、本籍地が美祢市である方であれば、本籍地が美祢市といったような事前登録をされた上で、戸籍謄本を発行するというようなひと手間かかります——入りますけれども、それによりまして、事前登録を済ますことによりまして、次回から、戸籍謄本の発行がコンビニエンスストアでもできるという形になります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、農業政策の地域計画と活性化計画についてでございます。

この地域計画と活性化計画については、昨年9月の定例会で、この場でいろいろ質問させていただきました。

一応、国のほうとしては、この地域計画と活性化計画を一体的に推進をして、令和7年の3月末までに計画をつくるということが、これは法定化されたと思います。

既に、もう約1年経過しておりますけれども、この計画の取りまとめの進捗状況

及び今後のスケジュールにつきまして、まず、確認させていただきたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 藤井議員の御質問にお答えします。

農業経営基盤強化促進法等の改正が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行されたことにより、農業者が話し合っ、地域農業の将来像を描く人・農地プランが地域計画として法定化されました。農家数の減少等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化などを進めるとともに、農地の受け手の明確化を図る取組を推進することが地域計画の主な柱となっております。

この法改正により、どのような品目をどこで栽培するかなど、地域における農業者の将来の在り方等を、市は、幅広い関係者の参加及び参画を呼びかけ、話し合う協議の場を設けることとされております。

その中で、地域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払っても、なお、農業上の利用が困難であるとの判断や、その恐れがある農地については、保全等が行われる区域として分類することとされています。

この分類の結果、農業利用する区域で地域の意向を下に、分散農地を集約化した姿として落とし込んだ目標地図を作成し、地域計画を策定いたします。

地域計画の策定にあたっては、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくか、地域農業をどのように維持発展させていくか、といった地域農業の将来の在り方について、幅広い関係者の参加による協議が必要となります。

本市においては、計画策定を効率的に推進するために、事前準備が必要と考え、令和4年度に、山口県美祢農林水産事務所、山口県農業協同組合、山口県農地中間管理機構、農業委員会、農林課で構成するメンバーで、計画の策定手順、推進方法、目標地図作成に係る区域割りなど4回にわたり協議を行ったところであります。

こうした事前協議により、これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まどまりの経緯を参考として、市内を14か所の区域割りとして設定しました。この区域で、関係者への意向確認及び目標地図の素案を作成し、本年度から、関係機関の協力も得ながら、地域計画の策定に係る作業を進めていくこととしております。

それから、今後のスケジュールについてであります。

計画策定のスケジュールは、7月末頃に、農業委員、農地利用最適化推進委員に対し、計画策定に係る実施方法などの説明を行うこととしており、その後、関係者への意向確認の後、協議を行うこととしております。

区域外の協議については、必要に応じて、集落単位などで行うことを検討し、協議結果を下に、地域内における現状や課題を踏まえ、地域内の実情に応じた10年後の将来の目指すべき姿を目標地図と併せて、市計画として策定してまいります。

策定は、区域ごとに行い、令和7年3月末までをめどに、市内全域で取りまとめることとしております。

なお、農業生産利用に向けた努力を払っても、農業上の利用が困難である保全区域に分類された農地については、放牧や省力作物の栽培や鳥獣緩衝帯などの法的な利用などについて検討を行います。

また、併せて改正された農山漁村活性化法に従い、活性化計画を必要に応じ作成し、地域の継続的な保全管理を促すこととしております。

いずれにいたしましても、関係機関の協力を得ながら、実効性のある地域計画の策定を推進してまいりたいと考えております。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の説明で、進捗及び今後のスケジュールは大体分かったんですけども、その中で、1つは区域割ってというか、これは14か所とおっしゃいましたけれども、具体的に14つというのは、どの単位になりますかね。

それとあと、実は私のいる集落でも、御多忙に漏れず高齢化も進んでおりますし、もう個人——個々の農業人で、従来どおりの農業をやっていくっていうのが、かなり限界に近いところに来てるんだなあという状況であります。

それで、一方で、若い新規農業者もいるんですけども、残念ながら、今のやり方だと、正直、農業だけで生計を立てることが非常に難しいかなと。やはり、最低でも年収が3,000万ぐらいやっぱりないと、本当に農業を専業でやっていけないんじゃないかなと思います。

そのためには、今米の値段が1万円として、反当たり8俵取れるとしても、やはり3,000万円ということになると、最低でも40ヘクぐらないと経営が成り立たないんじゃないかなというふうに思うわけですね。

そうなってくると、本当にちょうどいい時期ですけども、この地域計画なり活

性化計画、これを本当に、将来10年後の姿が具体的に描けて、実行できるようなそういう形につくり上げていかないと、本当にもう、美祢市の農業そのものが廃れてしまうんじゃないかと。

先日も、実は農業の代表者会議というところで、ある個人の農業者さんのほうから発言があったんですけど、山口県っていうのは、農業県じゃないから、他の九州各県とか行っても、いろいろ補助があったり、あるいは手厚い指導があったりするんですけど、残念ながら山口県は農業切捨てられてるといふような話が出てまいりまして、農業県、あるいは工業県という、その定義そのものがどういうことなのか確認せんといかんですし、農業県だったら、非常に手厚いいろんな補助があるかどうか確認せんといかんのですけれども、やはり、私も農業やってる一農民としまして、本当に今のままでは、尻すぼみっていうか、未来がないなど。

そういう意味で、ぜひこの本当に地域計画を実りあるものにしていきたい。そのためには、やはり主体は、地域一人一人だろうと思えますけれども、その話合いの場を設けていただくとか、行政のほうで積極的にアプローチしていただきたいなどというふうに思います。

そういう意味で、先ほどの答弁聞いた、1つは14の区分けですね、これを具体的にどの単位で分けられてるかなど。そのために、まず、地域で一体となって、今後どうするかっていうことを検討するということが必要だと思うんですけど、その場の提供を、行政のほうとしてはどのように考えられてるかなど、この2点、ちょっと確認、再質問させていただきます。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、14か所の区割りについての御質問でございます。

先ほど答弁の中で、これまでの経過や、人・農地プランの作成の状況や歴史的な背景を踏まえて14の区割としておりますと答弁したとおり、基本的には、大字、あるいは旧村での作成を予定しております。

秋芳地区につきましては5、美東につきましては4、それから、美祢については7の区割を現在は予定しております。

それから、その中で、話合いの中で、地域の意見も反映するように、行政のほうからも積極的に働きかけをとということでございますが、こちらにつきましても、今

後の進め方の中でお話をしておりますように、必要に応じて、集落単位などで話し合いを行うということにしておりまして、当然、先ほど言いました14の区割では、大きなくくりとなりますので、実効性がある計画をつくるにあたっては、それぞれの集落単位での話し合いというのが非常に重要なことになろうかと思いますが、何分、作成までの期限が限られておりますので、とりあえずは令和7年の3月までに14か所の区割りをつくりたいと考えておりますが、必要に応じて見直すことが求められておりますので、このたび作成をしたからといってそれで終わりではなく、継続的に、集落の意向等を踏まえた計画に順次見直していくこととしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ぜひ、おしりが非常にもう7年の3月ですからね、期間が一一検討っていうか、計画作成する期間が非常に短いですから、本当、前倒し前倒しで、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、3番目の質問でございますけども、美祿市の少子化対策、子育て支援策について、質問をいたしたいと思います。

今年の3月、前回の定例会で、このテーマにつきまして、子育ての成功例ということで、岡山県の山間部にあります奈義町、これとの比較において、美祿市の具体的ないろいろ子育て施策、執行部のほうにお願いして一覧表をつくっていただきました。

結論的には、具体的な施策の内容、あるいは経済的な支援につきましては、金額等はですね、そう奈義町と美祿市と大差があったわけではなく、ほぼ同じじゃないかなというふうに、私自身、表を見ながら考察させていただきました。

しかしながら、実際に、合計特殊出生率、1人の女性が生涯何人子どもを産むかという数字ですけど、これを見ますと、奈義町では約3人、美祿市では限りなく1名というか、非常にやっぱりここに大差が見られるわけです。

それで、3月の定例会でもお願いいたしましたけども、なぜ、同じような施策を講じておりながら、結果として、こんなに子どもの出生率に差が出てくるのか。このところをしっかりと考察、検討していただくことで、美祿市において、本当に血の通ったというか、子育て施策ができると思うんで、ぜひ、いわゆる考察をお願いしたいと、お願いした次第でございますけれども。

それで、まず、ちょっと質問なんですけど、僅か3か月なんですけど、何か具体的に、執行部として、この出生率の差について、考察されたかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

市町村レベルの合計特殊出生率は、国の推計値がおおむね5年ごとに公表されるため、毎年の数値は市町村独自の推計となっております。

したがって、自治体の規模が小さい場合、推計する年によって数値の変動が大きく単純に比較することはできませんけど、令和元年の岡山県奈義町の合計特殊出生率は2.95と高い水準にあることは、議員のおっしゃるとおりでございます。

この考察でございます。

少子化の問題は、出会いの機会の減少や経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立など、様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの状況は地域によって異なるので、実効性のある少子化対策を進めるためには、地域の分野横断的な状況や特徴を分析する手法、地域評価ツールを用い、地域の実情に応じた地域アプローチの少子化対策を推進していくことが重要というふうに考えております。

このことから、本市では令和3年度に、庁内部局横断的な体制として、美祢市少子化対策プロジェクト会議を設置したところでございます。この会議により、いろんな様々な事業化したところでございますが、この本会議は、本年度は5月29日に開催したところでございます。

会議では、先ほど地域評価ツールということを御説明いたしましたが、地域の実情に応じた少子化対策の推進に関すること、本市が地域アプローチの少子化対策のモニターとして取り組む内容等を協議したところでございます。

この少子化対策のモニターは、地域の実情に応じた地域アプローチの少子化対策の取組を推進していくため、国がモニターを募集したものであり、本市では、国から有益な情報が得られるのではないかと考え、国のほうに応募をしたところでございます。

今後はこの地域アプローチ、モニターの取組を基本として、新たな視点を加えた客観的指標の分析などを参考に、これまでの取組の再検討、再構築を行うこととしております。

分析でございますが、この合計特殊出生率というのは、いわゆる分母っていうのは、いわゆる母親年齢の世代を分母としておりますので、その年齢、そもそもが少なければ少ないほど合計特殊出生率は高くなるということで——いうこともございます。ですから、一部の地域では、合計特殊出生率に惑わされない、それによらない施策事業も展開しているところでございます。

分析いたしますと、私は、本当にこの少子化っていうのは、著しい少子化というのは、少母化、母親が少ないということに最大の要因があるというふうに思っております。

例を申しますと、2010年、平成22年の20歳から39歳の女性人口は2,476人です。有配偶者、結婚している女性が1,158人、ですから、その当時は有配偶率は46.8%でございます。10年後の2020年、令和2年の20歳から39歳の女性人口は1,523人、結婚している女性、有配偶率は——結婚してる女性っていうか——が588人、有配偶率は38.6%でございます。圧倒的にこの世代の女性が少なくなった。しかも、有配偶率も著しく低下した、このことが最大の要因であるというふうに分析しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 市長は市長になる前からですね、美祿市の最大の問題は少子化であると、これはもう私が直接お聞きしました。

前回は確認をいたしましたけれども、最大のやっぱり政策課題であるならば、やはりそこに集中的に予算、あるいは人材、政策を集中すべきではないかなと、これは前回は申し上げました。

先ほど、どのような考察をされてるかということでお答えになって、地域評価ツールという言葉をお使いになりましたけれども、この地域評価ツールっていうのが、私には内容がいまいちよく分かりません。

先ほどの御説明で、合計特殊出生率っていうのは、これは当然、分母分子がありますから、分母が少ない。すなわち該当するお母さんとか、女性が少なければ、当然のことながら分子は跳ね上がると。まさに、これは単純な数学の世界です。

だから、必ずしも合計特殊出生率にこだわることなく、もっといろんな指標から、あるいは観点から、少子化について取り組むべきだろうというのが示された考えか

など。

最大の問題は、少母化とおっしゃいました。すなわち、20歳から39歳の女性の数が2010年と比較すると著しく減ってるし、有配偶者率も600人弱ということで、非常に少なく、これがやっぱり非常に大きな問題だというふうにおっしゃいました。

もし、その観点が本当に一番の重要ということであれば、やはり市として、行政として取り組むべきことは、この少母化というか、なぜこんなに、この若い女性が出てっちゃうというか、少なくなるんだと。そこをしっかりと押さえないと、いくら客観的っていうか、地域評価ツールか何かを使ったところで、本当の本音っていうのは、やはりここで育てて出て行かれた若い女性、あるいは、本当に子育てされている若いお母さん、これのニーズがどこにあるかということだろうと思うんですね。

で、本当にこの地域評価ツールで、そういうニーズが掘り起こされるかと。私は、先ほど、令和3年に少子化プロジェクト会議を立ち上げられたと、そのメンバーの中には、確かに、お母さん方、三、四名いらっしゃると思うんですけども、本当に、今やるべきことは、子育て、あるいは本当に今後、この美祢市に住んで子育てをしようとされる若い女性、お母さんが本当に住みたいなあ、ここはいいなということをやらんと、どうしようもないんじゃないかなと思うわけですね。

その点、どうも最大の問題であり、一番注力すべきと市長はおっしゃってますけれども、いまいちそれに対する意欲というか、熱意というか、何が何でもやるんだというパッションが感じられないんですね。でも、これが本当に一番の最大の問題っていうんやったら、ぜひ、もっとパッションを持って、本当に、行政の、あるいは住民を巻き込んでですね、本当にやるべきじゃないかと。

そういう意味で、最近ある御婦人とちょっとお話する機会があったんですけども、その御婦人は、無理やりこの美祢で、若い女性に子どもを産め産め産め産め言ったって、それは——そんなことよりも、里親制度っていうのもあるし、本当にやはり両親の保護を受けられないような子どもたちを積極的に受け入れる。そんなようなことで、むしろ、子どもを外から受け入れるようなそういう政策をしたら、重点したらどうだというお話を聞きました。ああなるほどなあと思いました。とにかくここで、何とか結婚してもらって子どもを産んでもらってということもさることながら、美祢市以外の子どもをここの美祢でしっかり受け入れて、本当に成長させるっていうことも大事なんじゃないかなと。

そういう意味で、島根県の海士町ですよ。ここに、島前高校って書いて、これとうぜんと読むのか、島前って読むのか知りませんが、いわゆる島留学ということで、日本全国から200人ぐらいの高校生を呼び込んで、そういうところがございますよね。

だから、美祢も山村留学じゃないんですけれども、やはり中学生あるいは高校生、他地域の高校生をここに呼び込んで、若い人口を増やすというか、ここの美祢のよさを知ってもらおうという、このような取組一考する価値があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で、再度市長にお聞きしますけれども、この少子化の問題がやはり再重要課題と認識されているならば、ぜひもっとこの政策を自らの指導力で、しっかり推進されるというふうなことをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

少子化、また、先ほど申し上げました少母化、母親の数が少ないということでございますが、基本的には、もうまちの総合力が問われているんだというふうに思っております。

ということは、若い女性が戻ってきていない。東京では、人口減少に転じたという時期がちょっとありましたが、相変わらず分析してみますと、女性は相変わらず流入超過です。ずっと流入超過でございます。いかに、本市の課題は、女性、ここで育った若い女性が外に出られて、それが戻ってきてないという状態もあるわけでございます。いかにこの地域に安心して住み続けられるという安心感を与えることも重要だろうと思っております。ですから、いろんな施策を展開する必要があると思っております、1つはですね。

もう1つは、議員おっしゃるように、もう1つ目玉の事業があるべきではないかということも当然でございます。

今、結婚支援事業も立ち上げたわけでございますけど、結婚を支援して、そして、若い女性、また若者支援をもっと強硬に打ち出すべきだと思っております。特に、女性支援は今後必要だろうと思っておりますし、それに、なお今後、積極的に事業展開をしてみたいと思っております。

いずれにしても、行政も私も全力で取り組んでまいります、住んでらっしゃる

皆様が本当に戻ってきてほしい、この地域に住んでほしい、そしてこの地域はいいまちだということを発信し続けていただくことも、本当に肝要でございます。官民挙げて、官民挙げて取り組んでまいりたいと思いますし、私も全力で取り組んでまいりたいと思います。いろんな方のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今市長がおっしゃいました、まちの総合力っていいですか、ただ単に、若い女性に婚活の機会を与えとか、若者に婚活の機会を与えとか、そういうことだけではなくて、本当にやっぱり住むということは、ここに働く場所がやはりあるということでしょうし、そういう意味で雇用機会をどう確保するかとか、もう本当に、ただ単に少子化だけじゃなくてですね、非常にこれは重要な問題だと思うんですけども。

ただ、私、よく家内から、本当に、こじやれたちちょっとおしゃべりするような、こじやれた喫茶店というか、そういうものもないよねと。うん、確かにやはり、そういう憩いの場ちゅうんですか、ちよつとこう会って話そうかという、そういう場もないんですよ。だから、冗談半分に、以前仲間と話したことあるんですけど、我々だって、ちよつと終わった後、一杯飲みたいなあ。そういう意味で、町営の一杯飲み屋とかあったらどうなんやろうと、ええのになあとかいう話もするわけですね。

だから、やっぱりまちの魅力っていうことをやはり考えたときに、ぜひ、もっと私のようなっていうか、市長もかなり60歳に近くなりましたけども、そういう世代ではなくて、もっとこの本当に若い世代の素直な気持ちっていうか、そういうのをくみ上げる、そういう場をぜひつくっていただければというふうに思うんです。

いずれにしろ、この少子化っていうことについては、美祢だけじゃなくて、もうこれはもう全国の問題ですし、そこで本当に魅力があるまちっていうことになりますと、やっぱり特徴がないと、あそこ行ってみたいという、それをどうつくっていくか、これは、ただ単に行政任せでなく、我々一般市民のほうも、本当にいろいろ創意工夫しながらですね、つくっていかんといかんと思うんです。

で、政府のほうで、子ども未来戦略方針というか、24年から26年、3年でですね、

3.5兆円規模の資金を集中的に投入するとかいう話ですよ。で、児童手当、充実させよう、出産の経済的な負担を軽減させよう、育児休業給付を引き上げようと、これは、でも、残念ながら美祢市だけやるっていうんじゃなくて全国でやるわけですから、やはりこれプラスアルファの本当にやっぱり、ああ美祢はこういうことをやってる、すごいなど。それを1つでも2つでもつくと、なかなかこの問題は解決しないなど。

そういう意味で、さっき言いました海士町の高校留学とか、山村留学とか、こういうことも、ぜひ施策のほうで考えていただいて、具体的にやっていただければなというふうに思います。

時間が参りましたので、一応私の一般質問これで終わります。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、13時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般質問を続行いたします。田原義寛議員。

〔田原義寛君 発言席に着く〕

○3番（田原義寛君） 無会派の田原義寛です。

一般質問事前通告書に基づいて、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、行政のデジタル化の取組についてです。

チャットGPTの導入についてなんですけど、最近、ニュース等でよく耳にすることもあるかと思えます。AIを使ったチャットGPT、皆さんは使われたことはございますでしょうか。

これはあれですよ、業務とか私的な場面とか問わずですけど、私は、実は何回か使用したことがあります。どういう場面で使ったかという、それニュースでた

またま偶然読んだんですけど、ある大学の学長さんが卒業式に際して、チャットGPTを使って文章——素案ですけど作成されて、それを基に、御自身の言葉を卒業生の皆さんに伝えられたっていうニュースを読んで、その当時、私も学校のPTA会長をしていましたんで、入学式のときに、ちょっとその入学生に対して祝辞を述べる場面、素案にもしかしたらこのチャットGPTが使えるんじゃないかと思ひまして、ちょっとチャットGPTいろいろプロンプト、メルムを入れてみて祝辞を出力してみたんですね。ただ、結果としては、いろいろとメール文入れてみたんですけど、私が言うのもなんですけど、そこそこ可もなく不可もなく平らかな文章っていうのは、もう立ちどころに出てくるんですけど、入学生に対して、より心に響くような文章っていうのはなかなか生成することができずに、最終的には、ちょっとそのチャットGPTで作った文章は使わずに、そのまま自分の言葉でしゃべって、祝辞をその際は述べました。

ただ、いろいろその際、チャットGPT試したところで相手の心に深く印象を与えるような、例えば、感動させるようなそういった文章を作るのは、すぐにはぱっと無理かもしれないけれど、繰り返しになるような使い方、例えば提携業務ですね、そういったところでは、もしかしたらこのチャットGPT、出力もすごくあつという間にするので、使えるんじゃないかなっていう感触を得たんですね。

で、美祢市の行政の中で、日々いろんな業務があるかと思うんですけど、より——例えば、今日の議会もそうですけど、対面でいろいろと議論を戦わせて、美祢市を——行政をどうしよう、こうしようっていう話し合う場面の業務もあれば、先ほど言ったような、例えばその提携の業務でも——何て言いますかね、いわゆるルーティンワークでこなせるような業務に関しては、もしかしたらチャットワークを導入すれば、職員の方々の業務の効率化につながって、より対面に必要な業務のほうに人員を割けるのではないかっていう可能性も感じているところです。

で、そこでちょっと実際に聞いてみるんですけど、美祢市の実際の業務で、例えば、私さっき祝辞って言いましたけど、例えば、ここの議会の答弁とかもそうですし、日頃の業務のいろんな文章関係もそうなんですけど、チャットGPTを実際に活用してみようかっていう、そういう検討があるのかどうかっていうところに対してお尋ねします。

○副議長（高木法生君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

チャットGPTは、オープンAI社によって開発された自然言語処理技術を活用し、人工知能が自然な会話を行うことができるシステムであります。AIと会話をしながら質問への回答、文章の作成、翻訳及び、文章を要約することが可能となっております。

昨今のチャットGPT等の生成AIをめぐる技術革新は、様々な利点をもたらす一方、プライバシーや著作権の侵害などの新たな課題が生じるとの見方があります。

そのため、生成AIをめぐる様々な課題や規制の在り方に関しては、国や県において、現在、議論が行われているところであります。

そのような中、神奈川県横須賀市においては、全国に先駆けてチャットGPTの全庁的な活用実証が行われているところであります。

横須賀市では、自治体専用ビジネスチャットツール、LoGoチャットとチャットGPTを連携させることにより、全ての職員がふだん業務で使用しているチャットツールにおいて、文章の作成、文章の要約、誤字脱字のチェック、また、アイデア創出などに活用しているとのことであります。これにより、業務の効率化が見込まれるとともに、多くの職員が活用することで、様々な活用場面が広がっていくことを期待しているとのことであります。

本市では、DX推進計画において、AIの活用が業務の効率化に資するとして積極的な活用を掲げております。

横須賀市が活用しているLoGoチャットは、本市でも導入しておりますが、チャットGPTなど生成AIの活用は利便性が高い反面、現時点では多くの課題があり、活用に当たっては、国・県などの動向を注視するとともに、情報収集に努め運用ルールを整備するなど、適切に活用できる体制を構築しながら進める必要があると考えております。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

今、生成AIっていう言葉が出てきたんですけど、確かにその生成AIについては、いろんなものがあたかも魔法のように立ちどころに生み出される一方、まさにおっしゃったように著作権の問題があって、本当にこれが果たしてAIが全部を考えて生み出したものなのか、実は、いろんなところからちょっとずついいものを拝借して

作り出しているけれど、実際は、その著作——著作権照らすと多々問題があるかもしれないっていうところは、十分注意するところがあると私も思ってます。

ただ話に聞いたら、その機械学習させる領域ですね。それを、今例えば、インターネット上にあるようないろんな情報データを全て読み込ませるんじゃなくて、特定領域だけ、例えば、美祢市のある行政の業務に関わる部分だけのデータを読み込ませて、それによってチャットGPT活用するというのも可能だっていうことを聞いてますんで、例えば、私は今議員をしておりますけど、いろんな議事録ですね、議事録なんかは、過去に様々な議員の発言、あるいは執行部からの発言あった、そういうものを検索するとき、チャットGPTのようなAIに問いかけをすると、立ちどころに何年前にこういうこういう発言があったと出てくると、それは確かに便利だなんていうのは思ってるんですね。なので、先ほどおっしゃったように著作権の問題は、本当にちょっと、本当に注意深く考えなきゃいけないところですけど、場面をかぎ——限って、ちょっと例えば、学習データを限ってチャットGPTを試験的に使ってみると、デジタル推進課のほうでいろいろと——実際に使うかどうか最終的な話は別として、試験的に導入できるところは導入していただけると、大変ありがたく思います。

また、美祢市民、あと美祢市職員の方々の業務の効率化にもつながるんでないかと感じております。

じゃ、次の質問に移りたいと思います。

次は、メタバースなんですが、今日はちょっとすみません、朝から横文字ばかりであれですけど、メタバースが一応仮想空間とか、それとあれですよ、私が最初ちょっとメタバースを意識したのは、実はポケモンGOっていうアプリがあって、それを子どもが使ってたんですけど、最近はまだもうポケモンGOとかやってるお子さん、まだいらっしゃるかどうかわかりませんが、要は、リアルな空間でポケットモンスター——ポケモンGOのキャラクターがいろいろと出てきて、それをゲットして歩く、こういう実際のまちを歩きながらですね、それをリアルな空間の中に出てくるのは携帯とか端末上に出てくるんですけど、それを歩きながらゲットするっていう、そういうゲームがあって、私の子どもはやってたんですね。結構、世界中で爆発的に流行ったっていうことも聞いてましたし、実際にポケモンGOをやりながら、美祢市内を歩いている方っていうのも何人か見ました。

で、これはやっぱり、もしかしたらメタバースですよ、これからの世代の方っていうのは、以前に一般質問でもちょっとお話をしたことがあったんですけど、実際の空間だけじゃなくて、半分例えば、そういうメタバースのような仮想空間の中でもいろんな活動されて、なおかつ美祢市っていう市の評価自体も、そのリアルな空間プラスそういうメタバースもくっつけた空間で、今からの若い方たちは、特にデジタルネイティブって何回も言いますが、変わってくるんじゃないかっていうお話をしたことがあります。

そうした中で、今朝方、荒山議員さんから、あれはそうですね——自治体NFTの話も出てきましたけど、ちょっと荒山議員さんが、この一般質問事前通告書——通告書に自治体NFTっていう文言挙げられたんで、いろいろ検索をしてみました。そうすると、やはりメタバースを使って交流人口を増やすいろんな方法が載ってて、あれは山形県の西川町という町だそうなんですけど、この自治体NFTを発行してデジタル住民票を出したところ1,000個ですかね、1,000個出したらもう13倍ぐらいの倍率であつという間に、しかも一口1,000円で販売されたそうですね、13倍倍率で、それはもうデジタル住民になりたいっていうことで殺到したそうなんですけど、実際は1,000個しか販売してないっていう話は、ちょっとその記事に書いてあるんですね。

で、実際に、そのデジタル住民になった方々がどうしてるかっていうと、午前中の説明にもあったように、いろいろとメタバース空間も含めなんですけど、自治体との交流をしているということで。そうすると、例えば、美祢市だったら——えっですね、これ観光関係なんですけど、秋芳洞の中を実際にメタバース空間で再現して、そこにデジタル住民票を取得された方々が、実際に仮想空間なんですけど、メタバースの中に入ってこられると。その後、今度は今までは仮想空間だったけど、実際に——美祢市に実際に足を運ばれて本物の洞窟を体験される等々とそういう使い方はあるんじゃないかと思ってるんですね。

それと、あとほかの事例で聞いた話だと、全国でもものすごい数のひきこもりの方々がいらっしゃるっていう話が実際の国の統計で出てて、そういう方々、リアルな世界にはなかなか出て行き難いんだけど、メタバースの中で自分のアバターを作っているところで交流する、あるいは診療カウンセラーのいろいろとアドバイスを受ける。そして、あと実際に書いてあったのが、神奈川県知事ですかね、知事といろいろとお話ができる、そういうこともメタバース空間の中でできるそうなん

ですね。なので、それもちょっと言うと、例えばメタバースの中でデジタル住民なられた方々が篠田市長とお話しされるとか、あるいは篠田市長に限らず、我々議員も、例えばメタバースの空間の中に入って、一緒に市民といろいろと対話をする、そういう可能性も——特に若い世代なんですけどあるんじゃないかなと思ってます。

で、ちょっと前置きがすごく長くなっちゃったんですけど、チャットGPTについて、実際に美祢市でメタバースの活用はどう考えてらっしゃるのかお尋ねします。

○副議長（高木法生君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

メタバースは、仮想現実、拡張現実及びインターネットの要素を組合せた仮想的なデジタル空間のことを指します。

メタバースは、現実世界の制約を超え、ユーザーが仮想的な存在として活用——活動できるような体験を提供し、また、ユーザーは仮想的なキャラクターであるアバターを操作し、他のユーザーと対話したり、物理法則に縛られず自由に移動したり、仮想的なアイテムを作成することができます。

最近では、IT及びメディア企業が、メタバースの構築や開発に注力しており、自治体における活用も徐々にではありますが進み始めております。

行政におけるメタバースの活用には幅広い可能性を秘めておりますが、将来的に活用が期待される事例を幾つか挙げますと、まずは、メタバースを利用して市民サービスの提供や相談窓口を仮想的に構築することができます。市民は、自宅からアバターを通じてバーチャル市民サービスセンターにアクセスし、行政手続や相談を行うことが可能となります。

また、メタバースを利用し、行政手続をオンラインで行えるようにすることができます。例えば、土地の登記や住民異動手続等、通常の行政手続をバーチャル空間上で行うことが可能となります。

さらに、市の施策実現のための検討の場としての活用が期待されております。

メタバース上に行政サービスや都市のインフラを再現しデータを可視化することで、都市計画や災害対策などのシミュレーションを行うことができます。

例えば、都市の交通流や建物の利用状況を可視化し、効果的な都市計画策定に役立てることができます。

最後に、市民の参加及びコミュニケーションの場としての活用であります。

メタバースを利用することにより、市民参加型のイベントやワークショップを開催することで、行政と市民とのコミュニケーションを促進することができます。市民は、仮想空間上で行政関係者と対話し、意見や提案を交換することができます。

本市においても、メタバースの取組については、先ほど御説明した市民参加とコミュニティへの活用について検討しております。

これは、荒山議員の一般質問でもお答えしたシティプロモーションの一環として実施するもので、デジタル住民票の取組と連動したメタバース上のコミュニティの場を構築することです。この取組により、関係人口を超えた交流人口の拡大につながることを期待されます。

行政におけるメタバースの活用は、多様な可能性を秘めており、今後、ますます活用が広がると考えますが、推進に当たってはプライバシーやセキュリティ面などに十分配慮して、慎重な設計と運用体制の構築が必要——必要であると考えます。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

いろいろと可能性はある文明の力といえば文明の力ですけど驚くべきことですよ、こういうふうないろんな実際の行政サービスができる可能性があるっていうことはですね。

一方で、やっぱり最後に言われましたけど、セキュリティと——あれですよ、プライバシーはやっぱり守らなきゃいけないっていうところはあるんで、その辺をどういうふうにかちんと担保しながら、こういうふうなデジタルを推進していくの、かっていうのは、ぜひ、美祢市のほうには期待しております。

それと、私実際にメタバースの体験会っていうのに参加したんですね。で、分かったんですけど、通信環境がちょっと通信料が細いとすぐに固まるんですね。一時期5Gが来て、通信量が大幅に増えて快適にいろんなものが大量の動画とか使えるようになるんだっていう話も何年前にあったかと思うんですけど、このメタバースに関して、やっぱり一時期にもものすごい量のデータのどうも通信があるらしくて、私は何回ぐらいその体験会行ったかな、3回——3回ぐらい行ったんですけど、いずれも途中で固まってしましまして、どうもちょっと自分のうちの通信環境だとメタバースはまだまだ使えないんじゃないかっていう、そういう感想も持っておりますんで、前提となるインフラも、もしこれからメタバースいろいろと推進してい

くようになるのであれば、通信環境を5G含め、ちょっと整備が必要になるところがあるかもしれないというところです。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、美祢市の環境美化と環境保全についてなんですが、その中で、特定外来種のオオキンケイギクの扱いについて、質問したいと思います。

これは、実は一般の市民の方から指摘があって、指摘があった場所が秋芳北部総合運動公園なんですけど、ものすごいオオキンケイギクがはびこって「今、これももう特定外来種なのに、ずっと美祢市は放置するんですか。ちょっと美祢市に対応聞いてください。」っていう市民の声があって、ちょっとすいません、一般質問なんですけど、実を言うと最近、特定外来種っていう言葉を身近によく聞くようになりました。それが、最近だと6月1日に条件付特定外来生物っていうことで、アメリカザリガニとそれとアカミミガメ、これ、いずれも動物なんですけど、特定外来生物っていう指定に入ったんですけど、要は、もうこれはものすごい繁殖力を持って外から——外国から入ってきた生き物なので、どっかよそに動かすこともできないし、飼うこともかなり厳しい規制が付いてるし、基本的には、一番望ましい形としては、殺処分したほうが良いということと言われるんですね。もう——何て言いますかね、その場に放置しなくてですね。

で、私、結構、自然観察会等で美祢市の市民の皆さんと一緒に美祢市内の自然の豊かなところ、特にカエルのことをたくさんやっていますんで、水辺の環境っていうのはよく行くことがあるんですけど、ちょっと最近とても困っていることがあって、例えば8月の初旬に、今度大嶺公民館でこの市役所の裏で水辺の教室をやる予定になってるんですね。で、実際に市民の方々、小学生の皆さんが主なんですけど、行って生き物を捕ると確かに魚とかいろいろな生き物は捕れるんですけど、そのおおよそ3分の1は外来種なんですね。しかも、普通の外来種って言ったら語弊があるかもしれませんが、言ったら特定外来生物ウシガエルであるとか、アメリカザリガニであるとか、そういうものが、結構大量に捕れてしまうんですね。で、ちょっと困っているっていうのは、私も昭和世代で昭和生まれなんですけど、以前私が子どもだったときに、いろいろその当時は、まだ美祢市と郡部分かれてて、私は秋芳町おりましたから秋芳町の話をしめますけど、いろいろな豊かな自然があって、そこには日本由来の生き物がたくさんいた記憶があるんですね。ところが、現在、実際

に自然観察会やったときに、子どもと一緒に生き物探しとかすると、確かに生き物は捕れるんだけど、さっき言ったように3分の1ぐらいはもう特定外来生物しか捕れないんですね。しかも、生き物の種類数自体も、私が子どもだった頃と比べるとかなり減ってしまって、果たしてこれを今の子どもさん方に、これが美祢市の自然ですよって伝えていいのかどうか、すごく迷いというか、困惑が実際現場ではあります。

確かに、緑を見ると——緑を見ると本当に自然豊かなんだ、景観を見ると秋吉台もそうですけど、とてもすばらしい自然ですねっていうのを言われるんですけど、よくよくその中身ですね、要は外観も大事だけどその中身を見たときは、もうかなり先ほど——最初に言いましたオオキンケイギクをはじめとする特定外来生物、美祢市の中にもかなり進出してしまって、ちょっと言葉は選べなくてすみませんが、まずい状況になってるんじゃないかなっていうのを感じています。

で、特に、この特定外来生物の話がこのたび取り上げたのは、直接には市民の方からお声掛けがあったっていうのがそれなんですけど、先ほどのチャットGTPとか、最近は本当にデジタルの時代でどんどんどんどん物事が進歩してきました。

で、じゃあAI——チャットGPTもAIですけど、AIがいろんな業務をもしかしたら効率化してくれるかもしれない、人間を助けてくれるかもしれないという一方で、AIが出てくることによって、人間が今まで担った仕事っていうのはなくなるというふうに言われてるっていうのは、皆さんも聞いたことがあると思うんですよね。で、本来、じゃあAIが今どんどんどんどん出てきて、お仕事はやってくれるんだけど、果たして人間に残されていくものは何かって考えたときに、この間も、山口県の保育大会というのがあったんですけど、保育園児たちと一緒に自然の中でいろいろと体験活動を実際にして、その中でやっぱり思うのは、人間が本来人間であるその所以ですよ、人間らしいさの所以というのは五感を使って、いろいろと自分のすぐ身近にある環境や、あるいは人とのコミュニケーションもそうですけど、触れ合うことによって育まれるもの、そういうものがいろいろと人間の中に創造性を欠き立てたりとか、いろんな感情も出てくるかもしれませんが、そういうことが小さい頃から積み重なって、初めて人間ができていくんじゃないかっていう思いはあるんですね。

そうしたときに、さっきの話に帰るんですけど、例えば、自然環境でいろんな体

験学習をしました。ところが、私が子どもだった頃と違って、今はもう本当にもともと日本にあったものじゃない——本当にもともと日本にあった自然じゃないもの、外来種なんですけど、あまりに増え過ぎると、果たしてこれを美祢市の自然ですよって先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、伝えていいのかどうか、園児とか小学生もそうですし。これが美祢市の自然じゃけえって、それでいいのかどうかってのは、ちょっと現場ですごい戸惑いがあるんですね。

確かに、秋吉台国定公園とか守られてる公園に関しては、そこそこ自然が担保されてるといふところもあるんですけど、私がやっぱり問いたいのは、自分の住んでるすぐ身近なところにある自然、こうしたところも、やっぱりもうちょっと注意深く目を向けて、もし特定外来生物とか繁殖力の強いような生物がどンドンどンドン広がるような状況であれば、ちょっとそれはもう対処すべき時期に来てるんじゃないかなっていうふうに感じてます。

で、市民から指摘があったのは、特に北部総合運動公園ですけど、それに限らず道路沿いは、特にオオキンケイギクっていうのはよく生えてるんですよ、今、植物としてですね。で、その辺のこともいろいろ背景としてあるんですけど、今の現状での美祢市の意識というか、どういうふうな認識を持ってるか、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

オオキンケイギクは北アメリカ原産で、かつては園芸を——園芸用として販売、植栽されており、繁殖力の強さを生かして、国道・県道などの道路工事の法面の緑化などにも使われておりました。

しかしながら、その繁殖力が在来の生物を駆逐するなど、日本の生態系に悪影響を及ぼす恐れがあるため、平成18年に外来生物法による特定外来生物に指定され、栽培、生きたままの運搬、それから販売、野外に放つことなどが禁止されております。

議員御指摘のとおり、本市においても、オオキンケイギクの分布は拡大傾向にあります。この草は多年草であるため、根本から株ごと引き抜く、種子や根を落とさないようにするなどの適切な方法による駆除を行う必要があります。そのため、通常の草の刈り払いと比較すると、作業に要する時間と経費は大幅に増えるものと

考えております。

したがいまして、秋芳北部総合運動公園を含む市の所管施設につきましては、それぞれ管理を行う部署と草刈り業務等の受託業者などと協議を行いながら、適切な駆除を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、市民の皆様には、市ホームページなどで注意喚起及び駆除の方法の周知等を行っておりますし、今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

市民の方々への注意喚起で、ホームページに掲載していただいたのは大変どうもありがとうございます。早速に大変助かります。

それで、実はこのオオキンケイギクなんですけど、私が十数年前に1回調査をしてほしいと言われて、主に秋芳町なんですけど、調査をしたことがあったんですね。割とその当時、民家の庭先にオオキンケイギクが生えてることが多くて、住民の方々にも聞き取りをして回ったら、やっぱりその花ぶりがいいので、この花はとでも花ぶりがいいし、まとまって咲いてるとコスモスみたいにすごくきれいなんで、みんな種を分け合ったり、株を分け合ったりしてるっていう、そういう回答だったんですね。今も、もしかしたら、ちょっと花ぶりがいいし、ぱっといっぱい咲いてるととてもきれいなんで、残してらっしゃるっていう市民の方々もいらっしゃるかもしれませんが、ホームページもそうですし、もしよかったら広報等にも情報提供していただいて、少しでもちょっと拡大を食い止める方向で、いろいろと御尽力いただければと思います。どうかよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問なんですけど、Mine秋吉台ジオパークウルトラマラソンプレ大会コース上の美化清掃についてなんですけど、これはちょっと以前にも、峠のところにごみがあるんじゃないかっていうお話をしたんですけど、またちょっとその話で恐縮です。

で、5月28日に秋吉台で秋吉台カルストトレラン大会というのがあって、ちょっと私は参加してきたんですよ、30キロコースなんですけど、実際に走りました。そうすると、ゲストランナーの方が、秋吉台のこの大会は、全国で見ても10指の指に入る景観がととてもすばらしい、美しいコースを走る大会で、ゲストで呼んでいた

だいて大変よかったっていう話をされたんですね、スタート前なんですけど。

実際に私も30キロ走って、とっても気持ちがよくて、素晴らしい大会を開いてもらってよかったなって思ったんですけど、それが今度は、秋吉台を飛び出してもっと広いコース、美祢市全域に近いような長い距離100キロを走る大会が9月24日に開催されます。で、ちょっと長い距離、美祢市内のあちこちを走るんで、秋吉台は本当にきれいだったんですね、本当、国定公園だし、日頃からよく環境整備とかされてらっしゃると思うんですけど、ごみのポイ捨てとか、そんなものはほぼなくて、これはよかったなあと思ってるんですね。皆さんもすごく楽しまれて走れ——走ってらっしゃったんで、よかったなと思ってたんですけど、それが先週なんですけど、9——6月10日にもう1個ちょっと出てみちゃろうと思って、長門市の向津具ダブルマラソンというのを走ってきたんですね、84キロ走ったんですけど。それはやっぱり今度9月24日、美祢市である大会ぐらい長い距離を走ったんですけど、ちょっと長門市民の方いらっしゃったら申し訳ないですけど、若干ごみがいっぱいあるんですね、走るコース上ですね、気になっててですね。もし、こないだ言ったとおり、美祢市を走ったときに——でも僕も走ってみてよく分かったんですけど、全部走れるっていう、そんなもんじゃないですね、もう84キロも走ると、後半ちょっと僕も20キロぐらい歩いてしまったんですけど、歩く人もいます。そうした時に、特に峠なんかでごみがポイ捨てされてると、ちょっとやっぱり美祢市をせっかくPRする機会なのに、これは残念じゃないかなっていうのを思ってますね。

で、先週末6月17日に美祢市の市民総社会——ちょっと名前がきちんと出てきませんけど、運動でごみ拾いとか皆さんいろいろと活動されたと思うんですけど、もし何でしたら——あとあれですね、いろいろとごみを拾ってらっしゃるライオンズクラブとか、建設業界ですとか、郵便局の局長会とか、いろんな活動されてらっしゃる会があると思うんですけど、ぜひ、大会前には峠のところはきれいにして、全国津々浦々から、多分、楽しみにいらっしゃる方々いると思いますんで、きれいな美祢市をぜひ皆さんに紹介できればとは思ってるんですけど、そののところに關しては、いかがでしょうか。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

まずは、本年9月24日、日曜日に開催されますMine秋吉台ジオパークウルトラ

マラソンプレ大会の概要について御紹介をさせていただければと思います。

この大会は、市内の観光拠点、ジオサイト及び名所コースの中に取り入れた全長100キロメートルのスポーツイベントであります。スピードを競うものではなく、完走を目指す大会であります。

このため、競技時間が非常に長く、スタートが朝5時、最終ゴールが夜7時を予定されていますことから、宿泊も含めた経済効果が大きい——大いに期待できる大会でもあります。

また、エイドステーションと呼ばれる休憩ポイントや沿道での応援は、参加者と市民が触れ合う機会となり、市民のおもてなし意識の醸成につながるなどの効果が見込まれますことから、令和6年度からの本開催を目指し、今年度はプレ大会を開催されるものであります。

私たち美祢市民の誇りでありますジオの大地を、全国の多くのランナーに走ってもらうことで、ジオの美しい風景を楽しみ、また、ジオの恵みを味わい、そしてジオの大地で育った人々の心に触れていただくことで、参加者と市民が相互に元気になっていただけるイベントになることを期待しているところであります。

議員御発言のとおり、コース及びエイドステーションなどの清掃は、イベントを開催する上で必要不可欠な取組と考えております。

今一度、本大会を主催されます実行委員会に対しまして、協力企業及び団体と連携し、積極的に清掃作業を実施していただくように働きかけてまいりたいと考えておりますし、市といたしましても、協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

実際に私も参加してみて、朝スタートが6時とか、ものすごい早いんですね。で、実際に、それは向津具ダブルマラソンなんですけど、10時間以上走りっぱなしなんで、それをおもてなしする市民の方々の御苦勞、それと職員の方々、御苦勞はもうものすごいものがあると思ってるんですね。なので、本当に9月24日ということで、まだ、もしかしたら残暑があるかもしれませんが、極力体調面に気をつけながら、いろいろと美祢市のことをPRしていただければ、大変ありがたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問がですね、美祢市立博物館等施設将来構想についてなんですけど、ちょっと前なんですけど——5月なんですけど、教育民生委員会のほうで視察に行きまして、それが岡山と広島だったんですが、広島は庄原市に、庄原市立比和自然科学博物館という博物館があって、そちらのほうに視察に行ってきたんです。規模としましたら、美祢にある秋吉台の科学博物館と似たような規模でして、いろいろと学芸員さんのほうにお話を聞いてまいりました。

で、お話を聞いてまいった中で、美祢市のほうも、今、科学博物館、化石館、歴史民俗資料館、あと長登銅山もありますけど、将来的にはもうちょっと統廃合も含め、いろんな検討事項があるんじゃないかと思って、このたび質問することにしました。

で、まず最初に1番目なんですけど、学芸員の人数についてなんです。

今、科学博物館では専門の学芸員さん2名ほど化石と動物いらっしやあって、ほかの博物館もいらっしやると思うんですけど、いろいろと日々、研究活動を励んでいらっしやいます。

で、先ほど言った庄原の博物館のほうも2名ほど職員の方がいらっしやったんですけど、その職員の方の話だと、わりと兼務の業務が多くて、なかなかその本来の博物館業務に集中して仕事をするのは難しいんですよってという話をされてて、でも、あれですね、ほかの博物館の職員に限らず市の職員——大体その名刺をいただいてもいろんな肩書が書いてあって、皆さんいろんな部署を兼務しておられて大変だと思ってるんです。日々、本当にいろんな部署の仕事をこなされてるっていうのが、名刺なんかいただくと本当によく分かります。

で、ここで学芸員の数をなぜ聞いたかという、旧秋芳町時代は、科学博物館は学芸員の数がまだもうちょっといて、4名——勘定含めですけどいらっしやったんです。で、だんだんと数が減ってきて、しかも、さっき言ったように兼務——科学博物館だったら、例えばジオパークの業務もあったりするわけで、いろいろ兼務をしておるわけですが、ただ、ちょっと本来の業務で言うと、学芸員の業務でいろいろと研究、調査を重ねて、例えば、科学博物館だったら秋吉台の付加価値を高めたいってところは、すごく大切な業務だと思ってるんです。で、今の博物館の職員の方々が置かれてる状況としては、もう本当に多様な業務があるから兼務

兼務ってということは、特に観光関係ですね、分からなくはないんですけど、特に学芸員の方が、いわゆるエンジンになっているのかな……

○副議長（高木法生君） 田原議員、今2-3の30by30の話を……

○3番（田原義寛君） すみません。

○副議長（高木法生君） 飛んだような……

○3番（田原義寛君） 飛びました。

○副議長（高木法生君） 元に戻ってください。

○3番（田原義寛君） ほじゃあ、どうでしょうか、戻ったほうが……

○副議長（高木法生君） 先にやられます。

○3番（田原義寛君） どうでしょうか、ちょっと戻ります。すみません。すみません、失礼いたしました。

ちょっと、飛ばしてしましまして申し訳ありません。30by30のほうをちょっと質問したいと思います。

30by30というのが2030年までに日本国土の海域30%、あと陸地30%を自然環境を保全するようなエリアにしましょうっていうのをG7の中で合意して、それ、先ほど言った企業は2030年までにということ、今、国がいろいろ取り組んでいる項目なんですね。で、もちろん、先ほどもちょっと言葉を出しましたが、秋吉台とか国定公園になってますんで、もう既に保全地域なんですけど、それだけじゃちょっと30%という領域が足りないんで、今、国がやってるのは、例えば、環境省が新しく国立公園を増やしたりとか、それで、もう1つは、今日、今から質問する民間の力を借りて企業内の敷地とか、あるいは公共の敷地ですよ、先ほどの北部総合運動公園なんかも公共の敷地だと思ってるんですけど、そういうところを環境保全エリアに2030年までに極力登録してもらって、30%を達成しようっていう取組なんですね。

で、この話を何で出すかっていうと、先月、万倉の大岩郷でよしもと住みます芸人の方々と、あと涼南会という会があるんですけど、ビオトープのお披露目会があったんですね。ビオトープって皆さん分かりますかね、生き物がたくさん住めるような環境のことをビオトープって呼んでるんですけど、万倉の岩がいっぱい出てる場所のすぐ右手のところに、もともと田んぼだった——棚田だったところがあって、そこをビオトープとして活用するというので、今度、また夏には観察会も開

かれる予定だそうです。

で、ビオトープといえば、そういう涼南会の方々、よしもと住みます芸人の方々、今頑張っている最中ですけど、あとは小学校の中にも割とビオトープってのは作ってるんですね。そういったところをぜひ30by30に登録して、自然豊かな美祢市——もともとは自然豊かな美祢市ですから、極力生物多様性を高めるような施策っていうのを推進してもらえないかっていうことなんですけど、それはもうさっきお話に出したオオキンケイギク、外来生物にも関わることなんですけど、結局、もともと美祢市、特に昭和の時代ですよ、いろんな生き物がいた、魚に関してもそうなんですけど、いろんな魚がいて、いろんな魚捕ったもんなんですけど、今、川に入っても魚の種類は少ないし数も少ないし、あと池に行くとオオクチバス、あるいはブルーギル、外来種ばかりなんですよね。ちょっと、それはもうぎりぎり何とかしなきゃいけない時期に来てるんじゃないかなって思って、自然に携わる立場として。ちょうどこれ30by30っていうのを今ちょうど国がやってるところなんで、そういう、もうちょっと日本——日本に元からあるような生物多様性を高めたような領域を美祢市内に増やして、それを先ほど言ったような保育園の児童の皆さん——園児の皆さんとか、小学生の児童の皆さんにいろいろと自然を体験してもらうようなスペースとしても使ってもらったら、それはいいんじゃないかなと思ってるんですけど、30by30はちょっと指定したからって言って、何か特別なインセンティブが得られるっていうことはまだきちっと国は言ってないんですね。なので、実際にやったはいいけど、労力ばかり増えて大変だっていう話ももしかしたらあるかもしれませんけど、その辺に関しては、今、美祢市はどのようなお考えを持っておられるか、お尋ねします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

30by30の取組でございますが、この制度の趣旨は、議員御発言のとおりでございます。

本年3月、国では本年3月に生物多様性国家戦略の中の重要項目として閣議決定され、令和5年度から本格的な取組が始まったところであります。

生物多様性につきましては、そもそも国際連合で日本とセネガルの共同提案を受けて6月5日が世界環境デー、日本としては6月を世界環境月間と定めているとこ

ろでございます。

国際自然保護連合の2021の発表でも、約4万種以上の生き物が絶滅危惧種とされ、この20年の間に4倍近く増加したことが指摘されているところでございます。したがって、こういった取組は加速的に進んでいくものというふうに認識しております。

本市といたしましては、取組に前向きに考えておるところでございます。併せて、おっしゃったようにこの制度を魅力あるものとするためには、認定者への経済的なメリットも必要でございます。現在、国において、OECMを対象とする環境価値の売買手法と、その他の経済的インセンティブ手法が調査・検討されているところでございます。今後、国の動向を注視して、可能な限り市としても前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） 大変どうもありがとうございます。

もともと本当に自然豊かな美祢市ですから、ちょっと人が気をかけて思いやりを持って接してあげるだけで、自然はすぐにどんどんと蘇ってくる場所あるんじゃないかと思っておりますので、またぜひ、御協力いただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどは、どうもすみません。ちょっと質問が一つ飛びましたけど、学芸員の人数について、私としては学芸員が新しいものを生み出すエンジンではないかと思っておりますので、できればそういうところ——学芸員が本来の研究をする時間も生み出せるような人員配置っていうのが望ましいことじゃないかと思ってるんですけど、それについて、市の見解をお伺いいたします。

○副議長（高木法生君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 田原議員の御質問にお答えします。

美祢市立博物館等施設将来構想は令和3年2月に策定しておりますが、将来構想のまとめとしては、施設個々での検討ではなく、展示のリニューアルや、展示物及び収蔵資料の整理・集約などを含め、それぞれの特徴、強みを生かした施設を総合的に検討することが必要であるとの提言を検討委員会からいただいております。

これを受けて、秋吉台科学博物館においては、令和4年度に美祢市立秋吉台科学

博物館建設基本構想策定委員会を設置し、事業スケジュールや新たな博物館のあるべき姿などについて協議を行っているところでございます。

現在、秋吉台科学博物館の学芸員は、地学専門が1人、生物専門が1人の2人体制ですが、今後、策定委員会の協議において、博物館のテーマや活動方針、展示内容などの方向性を見出していくこととしており、協議の中で、必要となる学芸員の人数を定めたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） どうもありがとうございます。

まだまだ議論はこれから本格的に始まると聞いておりますので、また現場のいろんな声も聞いていただいて、学芸員の数も検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問なんですけど、民間力の活用についてです。

で、先ほどの学芸員の数にも関係あるところなんですけど、現場の職員数が少ないと、それを実際にどうやって業務をいろいろとやっていこうかっていう知恵を絞る必要があるかと思うんですが、例えば、そうですね——先ほどから名前が出ております科学博物館であれば、美祢市自然保護協会であるとか、ほかにもあれですよ、幾つか団体はあるかと思うんですけど、日頃どのように民間力を活用して、博物館の様々な業務あるいは行事ごとをこなしていращやるか、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

秋吉台科学博物館、長登銅山文化交流館においては、団体客の受入れの際、地域の方々に案内業務や体験プログラムのサポートなどの御協力をいただいております。

また、長登銅山文化交流館では、地域住民と協働した環境整備活動を行うとともに、銅山まつりの開催に当たっては毎年、地域、学校、民間団体の御協力をいただいております。

秋吉台科学博物館においては、民間団体——民間団体との共催による自然観察会を毎年複数回実施しており、多くの参加者に季節ごとの秋吉台を楽しんでいただいております。

今後も、このように地域の皆様方と協働したイベントの開催や施設運営を行うことにより、市内外から多くの参加者を集め、美祢市の魅力の発信、にぎわい創出につなげたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

長登銅山なんかは、特に銅山まつりがあって、いろんな方々の協力を仰いで、銅山まつり盛り上がってるっていうのは、私も行ったことあるんですけど、確かにそのとおりだと思います。

それと、今ちょっとすみません、急に思いついて恐縮なんですけど、部活動の話があって、私、いつでしたか、科学系の部活動がまたあればいいんじゃないかというお話をさしていただいたことあるんですけど、それが、視察に行きました庄原市立の比和自然科学博物館でも、もともとが学校の一角を借りて博物館の運営がされてた時期もあって、そうしたときに、かなり学校の先生と生徒と一緒にいろんな科学的な課題に取り組んで——自然科学なんですけど、その結果、得た標本であるとか知見が博物館の中に展示内容として活かされてるんですっていうお話をお伺いしたんですね。で、もちろん大人の方が——興味を持った方が、例えば、サポートをされるっていうパターンもあるでしょうし、私の意見をもう聞かないというならば、せっかく美祢市で学んで成長していく小学生、中学生あるいは高校生の皆さんいらっしゃるんで、ぜひ部活動も含め自然科学系で、地域の博物館等の施設でいろいろ活動をされると、それがまた将来、強力なサポーターになってくれるんじゃないかなとは思っております。

○副議長（高木法生君） 田原議員、時間が押してますのでまとめてください。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

最後の質問に移らせていただきます。

3番目が観光DMOとの連携についてなんですけど、何で観光DMOを出したかというのと、先ほどの秋吉台のカルストトレイルランの走ったときに、実は、かなり後でいろいろ話を聞いて分かったんですけど、環境に配慮した取組をされてる、例えば、紙コップをだ——紙コップ使い捨てですけど、出さないために自分でマイカップ持って来てくださって、そういうことを言われたんですね、あるいは自分の記録書、タ

イムインしてある紙なんですけど、紙は出さないって言われたんですよ。自分で勝手にデジタルで——デジタルでそれこそ見て、自分で勝手に印刷してくださいって言われたんですね。それは、経営努力の一環で、極力補助金に頼らない運営をするためにやっていますというお話を聞きました。

それと、環境っていうのもう1つなんですけど、たくさんのランナーの方が走られるとやっぱり遊歩道が荒れますんで、遊歩道がどれぐらい荒れてるかっていうのを自然に詳しい方に見ていただいて、もしちょっとあまりに走った遊歩道が荒れてるようであれば、翌年のコースから外してるそうです。で、また自然環境が元に戻るように、期間をあけてコース設定を変えてるんですよって話もしたし——されたんですね。

で、自然科学博物館もやっぱりその経営するっていうところで、補助金、あるいは予算をいただいて運営するっていうのは、確かにそれは公共施設としての一面もありますけど、もう1つは、環境DMOと協力して稼ぐ部分も含め運営していくと、もっと将来性のある施設になっていくんじゃないかなと。これは、私が元、秋吉台エコミュージアムっていう施設にいて、そこもあんまり稼ぐ力はなかったんで、特に思ったりもするんですけど、今後の観光DNOとの連携についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 教育長、どうぞ。

○教育長（南 順子君） 田原議員の御質問にお答えします。

全国各地の博物館を見ても、博物館施設は観光の大きな目玉となるものであり、修学旅行などの教育旅行においては重要な目的地の1つとなっております。

美祢市においても、主な観光地である秋吉台台上の秋吉台科学博物館には、多くの観光客や修学旅行の児童生徒が訪れております。

秋吉台科学博物館建設基本構想策定事業には、研究者、博物館関係者、旅行会社、学校関係者、地域団体の代表など、多様な文化の方々に——分野の方々に参加していただいており、秋吉台、秋芳洞の新たな魅力発信につながる、また様々な立場の来館者が学び、楽しめるような博物館の整備に向けた議論が行われるものと考えております。

さらに、DMOに認定されている美祢市観光協会と連携することにより、関係者を巻き込み、秋吉台周辺の一体的な活用など、博物館を軸に据えた観光推進を図って

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） すみません。時間ぎりぎり、もう過ぎましたが、いろいろと御回答いただきまして、大変どうもありがとうございます。

ぜひ、美祢市民と御一緒に、いろんな取組できていたら——いけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらさせていただきます。どうもありがとうございます。

〔田原義寛君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） この際、2時15分まで休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

質問のテーマは3つです。

1点目、滞納保育料を時効成立後に徴収、その後返還した問題、2点目、地域循環型農業振興策について、3点目、美祢市第三セクターの経営改革について、この3つをテーマに質問をさせていただきます。

それでは、まず、滞納保育料を時効成立後に徴収し、後に、これを当事者へ返還した問題についてお伺いをいたします。

この問題が表面化した発端は、昨年10月13日に開催の令和3年度の一般会計決算認定委員会において、議員から、次のように指摘されたことでございます。

すなわち、保育料について、滞納分の全額が206万8,870円でした。この額が不納欠損扱いにされています。

この不納欠損というのはちょっと説明しますとね、法令に定めた理由、例えば、

債務者の方が死亡されて相続人がいないという場合、あるいは消滅時効にかかったというような場合です。この場合に、それ以上収納できませんので、この前に市としては、これを欠損扱いするという処分のことを言います。不納欠損と言います。安易に不納欠損に計上されたのではないか、ある議員の指摘です。

中略。平成24年に、86万1,000円が不納欠損にしてあるだけで、それから約10年間、10年間は、不納欠損は1円も計上されていない。これは保育料のことです。債権管理が十分に実施されているのでしょうかという指摘がある議員からされました。これが発端になっています。

その後、本件に関し、市民から2度の住民監査請求が行われて、令和5年1月13日と令和5年7月20日に、それぞれ監査委員から監査結果が提出されています。

その後、本件に関し——失礼しました。この2つの住民監査請求の趣旨を要約しますと、保育料債権の徴収を怠ることにより、美祢市に損害を与えた保育料債権の徴収に関わる携わった職員に対し、消滅時効期間が経過した保育料債権と同額、つまり、12万6,130円を美祢市に弁償させることという監査請求の趣旨でございます。

なお、4月29日付けの山口新聞は、滞納の保育料時効後に、徴収、美祢市に返還と報道しております。

さらに、5月19日開催の第2回臨時会の冒頭において、本件について、篠田市長の詳細な説明がありました。篠田市長の説明のポイントは、次のとおりでした。

今回の事案は、対象者が履行期日までに保育料を納付しなかったことに加えて、職員の消滅——職員の債権消滅時効に関わる認識及びチェック体制が不十分であった等の要因が重なり発生したものであります。今後は、滞納対策等において、不備がないよう組織内のチェック体制の見直し、評価を行うとともに、保育料、利用者負担額、滞納対策を策定し、併せて、職員研修の実施により、再発防止に努めてまいりますと、このような御説明がありました。

以上のことが、本件に関する事実関係の概要でございます。が、地方自治法第243条の2には、職員の損害賠償責任が定められ、また、地方公務員法第30条と32条には、法令、条例に従う義務に違反した場合には、懲戒処分の対象となる、こういうことが定められています。

しかし、2つの監査結果においても、篠田市長の説明においても、本件を担当した職員の責任問題については一切触れられておらず、不問に付されています。この

点について、私は非常に大きな疑問を感じざるを得ません。

具体的には、次のとおりです。

2つの監査請求における市の保育料徴収の具体的経緯はこういうことです。

保育料債権については、消滅時効は5年です。一般に民法の債権債務は10年ではありますが、執行部に関わる問題について、時効を10年としとったら、法律的に不安定な状態に置くということで、5年に短縮されています。

で、実際にどの保育料が問題になったかといいますとね、14年前です。平成21年10月から22年3月の間に発生した保育料です。これが対象になっております。

それで、先ほど申したように、これは、平成26年10月に消滅時効の期間を迎えますが、極めて幸いなことに、このときは時効延長の措置が取られています。督促状を出せば、公的債権の場合には督促状を出せば、それで時効が中断します。

民法の場合には、督促状を出し、かつ裁判を起すとか、あるいは調停を起すとか、そういう措置を取らないと時効中断しませんが、公的債権の場合は、催告するだけで時効を中断します。それで、さらにその後、5年がまた経過いたしまして、消滅時効が成立いたしました。しかし、市は、納税者から保育料12万6,130円を徴収いたしました。この辺が何か甚だ理解に苦しむんです。十数年間払わないで、いざ人がですね、何か市から催促来たと、突然思い出したように12万6,130円払った。何かとぼけた話です。よく理解できません、この辺は。しかし、これが事実関係です。

監査結果の結論、あるいはその理由の核心部分はこういうふうになっています。

保育料の滞納者は、一般的に言って、加重滞納者であり、滞納分が納付に至っても、国税徴収法の一般的優先の原則として、第一優先は国税、次に市民税等の地方税、そして保育料となり、保育料の滞納分まで、納付が可能であったとまでは言えないと、これは監査委員さんの御意見です。

2番目、つまり保育料の請求は、消滅時効が成立したら、仮に時効消滅しなくても徴収ができなかった。よって、市に損害を発生しなかったと、こういう理屈であります。

時効消滅後に保育料を徴収した際、これを返却したことは、本来、徴収できないものを返却したものであり、市に損害はないと。これは、一応もつともだと思えます。消滅時効完成後に、取っちゃいけないものをもらったと、それは当然、当事者

に返さないかん。よって、この件については、損害は別に発生してませんと、こういう理屈です。

4番目、時効消滅した保育料の納付通知書を滞納者へ発行する際の市の職員の対応は、起案文書により、つまり決裁を受けているってことです。滞納者へね、納付書を起こす際に、当事者は起案文書を起案してます。よって、当事者には責任ありませんと、何か分かったような分からんような理屈が書いてあります。

ここは非常に大事なんですが、起案文書により決裁を受けていることから、ほとんど故意に近い、著しい注意欠陥状態であるとまでは言えず、重大な過失はない、こういう監査委員の結果です。

ちなみに、重大な過失によって市に損害を与えた場合には、市の職員は市に損害賠償義務が生じます。そこで、重大な過失って何でしょうかってことですよ。とてつもない、とてつもない過失を犯したと、五感からそういうふうに響きますけどね、実際は、こういうことです。

皆さん御存じだと思ふけれど、実際にこんなとんちんかんな問題起きてますんで、御存じないのとイコールです。

ちょっとした注意をすれば分かるのに、ちょっとしたちよびつとした注意も払わなんだ、それが重大な過失なんですよ。こういう観点からすると、この監査委員の監査結果はちょっと理解に苦しみます。

以上のことを踏まえまして、質問いたします。6項目あります。1つずつ言います。1点目です。保育料請求権は、国税等に比べて、劣後債権であるため、徴収は困難では確かにあります。事実としての滞納者は、消滅時効後に、任意で市に払ってます。これちょっと理解できないんですがね。払ってんですよ。

で、監査結果の論理が時効消滅後も、滞納者の任意の支払いという事実によって破綻しています。先ほどのあれはもう果たしてます。実際に払えなかったと、監査委員がおっしゃってます。だけど払ってるんですよ。だから破綻してます。この点について、執行部のお考えをお尋ねします。本来は、監査委員さんに聞くべきですが、そうはいきませんので執行部に聞きます。お答えください。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

今回の事案につきましては、5月臨時会の冒頭で報告したとおりでございます。

監査委員は、市から独立した執行機関であります。したがって、監査結果については、私がお答えすべきことではないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） という御答弁です。じゃあ副議長にお伺いしますが、この席で、監査委員に質問していいですか。

○副議長（高木法生君） 駄目です。

○8番（坪井康男君） じゃあ監査委員さん、先ほどの私の説明に、質問に答えてください。

○副議長（高木法生君） 重村代表監査委員。

○監査委員（重村暢之君） それでは、坪井議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問の、直接の答弁にはならないかと思いますが、今、質問された住民監査請求の審査につきましては、地方自治法第242条の規定により、美祢市監査委員2名の合議に基づき、2件目のことにつきましては、令和5年4月20日付けで、請求人に対して文書を通知し、これを公表しているところです。

監査結果には、第1監査の請求、1として請求人、2請求のあった日、3請求の内容、第2請求の受理、第3監査の実施、1請求人からの証拠の提出及び陳述、2請求人の主張、3監査対象事項、4監査対象部局、5監査対象部局の調査……

○8番（坪井康男君） 簡潔に。

○監査委員（重村暢之君） 6監査対象部局の主張、第4監査の結果、1事実関係の確認、2判断の理由、3結論、4意見要望が記載されております。

坪井議員よく御承知のとおり、監査請求につきましては、先ほども申し上げましたが、2人の委員が合議の上で文書で通知をし、公表をしたものであり、文書通知に書いてある事実関係、判断とおりでございます。

ということで、私のほうから1人の答弁につきましては、控えさせていただきます。お願いします。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） もう一度質問を繰り返します。それで、お答えはもう結構です。

加重債務者だから、例え、この保育料が消滅時効にかかっていなくても、どうせ

払えませんよと、こうおっしゃってんですよ、監査結果の中で。

ところがですよ。時効消滅後に、これとぼけた話ですが、市の職員から請求が行って、あろうことか12万6,000円、債務者から帰ってきたんですよ。そういう案件です。

だから、これはね、ただいまの御答弁ですけども、おかしいです。納得いきません。こんなへんちくりんな監査結果はないです。払ってなきやいいですよ。

じゃあ次の2番目の質問にいきます。

催告等により、時効中断した後、さらに5年経過して、時効消滅した点について伺います。

市長は、職員の消滅時効に関わる認識及びチェック体制が不十分だと、このように説明されました。これは臨時会のときの御説明です。間違いありません。この事件に関係する職員に重大な過失があったのではないのでしょうか。

また、懲戒事由に該当するのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

今回の事案は、滞納のあった者が履行期日までに保育料を納付したこと——納付しなかったことに加え、職員の債権の消滅時効完成に係る認識及び組織内のチェック体制が不十分であったことの要因が重なり発生したものであります。懲戒処分について、ちょっと御説明させていただきます。

懲戒とは、本当に字のごとく、非常に重い処分でございます。将来にわたって、戒める処分でございます。この懲戒処分は、地方公務員法第27条第3項には、職員は、この法律で定める事由でなければ、懲戒処分を受けることはないと定められており、同法第29条第1項に懲戒処分の事由が規定されています。

その1つ目として、地方公務員法や条例規則等に違反した場合、2つ目として、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、3つ目として、全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合に、処分を行うもので、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。いずれも非常に重い処分でありますことから、処分に当たっては、客観的合理性、相当性を担保した上で、慎重に判断する必要がありますが、判断にあたっては、行為の動機、過失の程度、社会に与える影響、過去の非行為等を鑑み、懲戒事由に当たるか否かを判断すべきものであります。

今回の事案について、重大な過失があったかどうかという点についてであります。重大な過失とは、僅かの注意さえすれば容易く有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い、著しい注意欠陥の状態を指すとされています。

今回は、職員が故意に行ったものではなく、また、先ほど述べた、重大な過失の要件にも当たらないことから、懲戒事由には該当しないものと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 御答弁の趣旨は分かりました。ただね、懲戒処分のほうは詳しくおっしゃったけれど、重過失、重大な過失の問題については最後ごまかされました。

重大な過失っていうのは、市長おっしゃったように、ちょっとした注意をすれば分かるのに、そのちょっとした注意を怠ったちゅうことですよ。これが重過失です。

だから、当然、これあと詳しく質問しますけれどもね、本来、一等最初に、時効を成立させてるんですよ、市の職員が。それから、またね、その後に請求して戻ってきた。その後に請求しても、もうそれは消滅時効が成立することをちょっと注意すれば分かってたはずですよ。

そういうことで、次の質問にいきます。

時効消滅後に、保育料を徴収した点で、決裁に戻ったもので、重大な過失がなかった、このようなことですが、滞納者の氏名、住所、滞納状況、消滅時効等の債権管理回収の市のシステムにおいて、納付通知書を発行する職員は、当然に消滅時効が成立していることを認識していた、私はそう思います。この点いかがですか。当然、請求する場合ね、パソコン画面見るんでしょう。これは後で質問するつもりですが、もう今一緒にやります。パソコンに、もうこの件は、時効を消滅してるって、シグナルが出るんじゃないですか。それを見落としましたんですよ。教えてください。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 坪井議員のパソコンの画面上に、時効期間の到来を示すようなシグナルが表示されますかという御質問にお答えいたします。

この画面上には、確認表示として、「義務消滅している未納情報が存在します。

続行しますか。」というふうに表示されることを確認しております。（発言する者あり）確認表示として、「義務消滅している未納情報が存在します。続行しますか。」というふうに表示されるようになっております。

しかし、そのまま処理を続けることで、納付書は発行されるようなシステムになっておるといふふうにご確認しております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何か難しい用語で説明されたんで分かりませんが、要すれば、催告するときに、パソコンの画面を見て、通知を出すはずなんですよ。そのときに、これはもう時効完成しています。そういうシグナルが出るんですよ。それを見落として請求しちゃったんですよ。だから、これが重過失に当たらんで何に当たるんですか。冗談じゃないですよ。

じゃあ、次の質問です。

職員の消滅時効に関わる認識が不十分であるという御説明でした。これは市長の説明です。消滅時効という制度自体を十分に知らないと、こういうことですか。

それとも、消滅時効という制度はよく知っているが、適切に対応することに対して、怠慢あるいは無気力、そういうことだと私は思いますが、市長、御答弁を願います。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

今回の事案は、納付誓約書の提出による納付案件でございます。職員は納付誓約書に記載された内容に従い、滞納のあった者から徴収するという意識が強かったものと考えております。事務処理を適切に行うためには、職員の個々のスキルはもとより、組織内の消滅時効完成に係る情報共有及び確認が重要であるとも考えております。

再発防止のための全庁的な職員研修会も既に実施したところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） もうこれ以上お聞きしても同じような答えが返ると思っていますので、私はこう思います。

一旦は時効中断の対応をしながら、さらに時効消滅させた点については、関係した職員に重大な過失があり、市に対して損害賠償責任が生じているのではないかと。さらには、懲戒事由に該当するのではないかと私は考えます。

それから2点目ですが、私の考えの2点目です。

消滅時効後に、保育料を徴収して、後に返還した点については、関係した職員は懲戒事由に該当し、軽微ではあるが、徴収手続に応じた費用等の賠償責任が発生している、このように思われますが、執行部の考えをお尋ねしたいと思いと原稿には書いておりますが、同じ答えしか返ってきません。

それで、お願いします。

もうこれ以上ここでやり取りしてもらちがあきませんので、本件について、弁護士の見解書を求めてください。

私の認識では、顧問弁護士が2か所ある。2か所に、この定例議会終了までに、見解書を、本件について、提出するよう求めてください。

○副議長（高木法生君） 資料請求ですか。

○8番（坪井康男君） 今申したとおりです。資料というより、だから、副議長、確認してください。

○副議長（高木法生君） できますか。今定例会までに。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 分かりました。議長からの請求がありましたらこちらは対応したいと思います。

○8番（坪井康男君） だから、請求してくださいって。

○副議長（高木法生君） 分かりました。

○8番（坪井康男君） 請求してもらえますか。請求します。

○副議長（高木法生君） よろしくお願ひします。

○8番（坪井康男君） 次の質問に移ります。

次は、地域循環型農業振興策についてに移ります。

このテーマについては、3月定例会の一般質問について2回目になります。私は、何とかして、何とかして、中山間地に位置する美祢市の農業を再活性化、適当かどうか分かりませんが、できないか、それを日夜、心を悩ましています。

たまたまある方から、農林水産省が最近、みどりの食料システム戦略なるものを大々的に推進している、このようなお話を聞きました。

で、インターネットで調べてみましたところ、農林水産省では、食料農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現すると、これ、2つ大事なんです。生産力の向上と持続性、サステナビリティですよ、よく言うところ。それを両立させるべく、イノベーションで実現すると、こういう内容になってます。みどりの食料システム戦略を策定したと、このようにありました。

具体的には、化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業、それから森林、林業、木材産業といった振興、これが、このみどりのあれに入ってます。

で、みどりの食料システム戦略にうまく乗っかれば、地域循環型農業振興策が推進できるのではないかと私は考えました。

そこで、最初の質問ですが、3月議会での執行部のこれに関連する御答弁の中で、令和4年8月に設置された美祢市有機農業推進ワーキンググループの活動状況及びこれの成果についてお尋ねをいたします。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

昨今の肥料高騰を背景に、化学肥料を減らし、堆肥を活用する循環型農業への関心は高まっており、有機農業をはじめとした環境負荷の低減につながる農業を一層広げていく必要があると考えられていることから、令和4年8月に山口県美祢農林水産事務所、山口県農業協同組合、生産者組織、市の農林課等を構成員とした美祢市有機農業推進ワーキンググループを設置しました。昨年度は、9月と3月に会議を開催し、耕畜連携による堆肥の活用や、土づくりによる有機質資源の地域内循環利用について協議したところであります。

今年度も引き続き、有機質資源の地域内循環利用について、市内の動向を確認し、堆肥利用などについても検討していくこととしております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） このワーキンググループが議論が活発になって、いい方向で、結論が出るということを期待しております。

2番目の質問ですけれども、耕畜連携による地域循環型農業のモデル地区を推進してはいかがでしょうかということです。

で、私、3月議会のときに申し上げたのは、耕畜、それから酒造業者、このトラ

イアングルをうまく回せないかっていう質問でしたけど、今ここでは耕畜のやりとり、これに限定して質問です。

この問題について、相当の意欲を持っていらっしゃる何人かの方と、私接触いたしました。国の補助金等の支援があれば、調整してみたいと、このような考えをお持ちの方もいらっしゃいました。みどりの食料システム戦略の関係で、具体的には、次のような事業の展開について、どのように、行政として支援が考えられるか、お尋ねをいたします。これ、たくさんありますが、もう読み上げて一括して答弁ください。

有機肥料への転換、これ化学肥料の低減に関連してですね、牛糞等の集積場所の新たな設置、これは秋芳か美東です。もう既に、於福に1か所既存のやつがありますから。秋芳、美東にはありません。新しく牛糞等の集積所の新たな設置はできませんでしょうか。

それから、2番目、牛糞等の運搬費の助成はできないでしょうか。3番目、堆肥施設の新設及び旧施設、これは今於福にあるJA堆肥センターっていうのがあるそうですけれども、これの修復はいかがですか。それから、堆肥販売の販売に関わって何か助成ができないか。それから、次が、堆肥散布用の大型機械の調達に助成ができませんかっていうことです。

とりあえず、この点についてお答えください。

○副議長（高木法生君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

有機農業の取組について、国においては、令和2年4月に、有機農業の推進に関する基本的な方針を改定し、さらに令和3年5月には、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに14の目指す姿と取組方向が示されたところであります。

環境保全の取組では、化学農薬使用料の50%低減や輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指すことや、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することなど、目指す姿が示されました。

議員御提案の耕畜連携は、耕種農家が水田で飼料作物を生産し、生産した飼料作物を畜産農家に供給する。そして、畜産農家から耕種農家に堆肥を還元する取組で

あり、このような取組を通じて、環境負荷が軽減され、持続可能な農業に寄与していくものと考えます。

この取組については、国の水田活用の直接支払交付金によりWCS用稲、飼料用米、飼料作物について、水田を活用し生産される農業者に対して支援を行っているところであります。

本市において、さらなる耕畜連携による地域内循環農業を推進するためには、意欲を持っていらっしゃる皆様の御提案内容が実効性のある取組であるか、関係機関とも協議をしながら、研究してまいりたいと考えております。

なお、畜産農家、耕種農家、それぞれにメリットがあり、実効性があると判断されれば、国や県などの事業を最大限に活用し、支援してまいりたいと考えております。

それから、有機肥料の転換について、何点かお示しがございましたが、議員から御提案がありました取組については、先ほど御説明いたしました、有機農業ワーキンググループなどにおいて議論を深め、有機農業の推進に有効である場合には、支援策について検討してまいります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） どうもありがとうございました。

具体的に、この関係者から、何らかの提案があろうかと思えます。そのときには、ぜひ御支援のほどをお願いをいたします。これで、この問題を終わります。

最後です。

2つありまして、刑務作業としての竹箸製造の委託先は決定いたしましたかというのと、美祢観光開発株式会社のレストランのテナント先は決定しましたかって通告をしております。

私は、美祢市の第三セクター、2つの第三セクターについて、もう15年来、繰り返し巻き返しいろんな形で質問もし、提案もしてまいりました。それから、やっと十四、五年たって、やっと終着点が見えてまいりました。恐らく、美祢市の三セク問題について、質問するのは、これが最後であろうかと思えます。私自身もそれを願っています。

そこで、1点目の竹箸の製造を引き受ける民間業者が決まりましたかという質問

にお答えください。

○副議長（高木法生君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

竹箨の製造につきましては、今後、竹資源の有効活用を発展的に推進するため、竹箨をはじめとする竹製品の開発、製造のほか、竹資源の利活用に対する関心を高め理解の促進を図るなど、竹資源の利活用に関するプラットフォームづくりに向けた取組を行うこととし、今年度、竹資源利活用推進事業の実施を計画しております。

実施にあたっては、業務委託とし、本年7月から開始するにあたりまして、このたび、委託事業者として、防府市に本社を置くエシカルバンブー株式会社を選定したところでございます。

選定にあたりましては、公募を行い、その結果、応募者は、エシカルバンブー株式会社1社のみであったことから、この1社について、本年4月26日にプロポーザル方式による審査を行ったところでございます。

この事業者は、竹を使用した製品の企画、製造、販売等を行う会社で、他市において、行政と連携した竹資源の利活用の取組の実績があり、また、本市が推進する共生のまちづくりに対して理解を示されております。竹資源の利活用の推進は、本市の地域課題の解決のみならず、脱プラスチック問題などの社会課題の解決にもつながる取組であり、事業者のノウハウと発想を生かし、画期的な事業展開につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私自身としては、よくぞ、引き受けてくださる民間事業者があったんですねと、拍手喝采を申し上げたいと思います。

これは、その業者が刑務作業を中心にした事業で、どのように上手に、あるいは継続的サステナビリティといいますかね、持続性のある経営をなさるか、その1点だけを注意深く見守らせていただきたいと思います。

これが最後です。

美祢観光開発、道の駅おふくのレストランをテナント化すると、こういうことでございます。

これ先般の事業報告のときにも申し上げましたけど、道の駅おふくは、何度も申

しますが、レストラン部門が400万円の赤字、それから、お風呂が400万円の赤字、合わせて800万円の赤字を何とか特産品売場の収益でカバーし、足りない部分を燃料代とで、補助金といいますか、指定管理料で払っていると、こういう格好に相なります。

それで、今回、面白いことが起きるんですよね。レストラン部門をテナント化しますと、400万円の赤字がぼんと、それだけで消えるんですよ。つまり、レストラン部門での仕入れ、売上げゼロになりますから、その差が、今まで400万円だと、それが見事にぼんと消えるんです。手品みたいな話です。

それで、レストラン部門については、テナント料が上限月20万円となっておりますけれども、これ、幾らで決められるかと答えていただきたいと思いますが、テナント料がゼロ円であっても、400万円の経営上のプラスが期待できる、こういうふうに私は思ってます。

その点も含めて、どこに業務委託、あるいはテナント化されたか等々について詳しく御説明を願いたいと思います。

○副議長（高木法生君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

道の駅おふくのレストランにつきましては、令和5年度からのテナント化に向けまして、令和4年9月定例会において、関係条例の改正の御議決をいただきました。

その後、道の駅おふくの指定管理者であります美祢観光開発株式会社によりまして、テナント事業者の選定が行われたところでございます。

選定にあたりましては、公募の手続をとられまして、応募のあった美祢市のぶち酔い亭1事業者について、プロポーザル方式により審査を行った上で、本年2月、この事業者をテナント事業者として選定されたところでございます。

その後、準備期間を経て、本年4月5日、レストラン、あまいろ食堂としてリニューアルオープンをされております。地元の食材を使用したアイデアあふれるメニューが目を引く、あまいろ食堂は、訪れる皆様方に喜んでいただけるレストランとして、道の駅おふくのさらなる魅力の向上に寄与されるものと大いに期待しているところでございます。

御質問の中で、テナント料のお話を御質問とされておられます。

そのところについてお答えしたいと思います。テナント料につきましては、月

額で言いますと、16万391円というふうになっております。単純にこちら、12か月、約200万弱になろうかと思いますが、テナント料ということで入るということで、このたびの報告書を――予定の書類の中にも記載をされているところでございます。以上でございます。

○副議長（高木法生君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 大変ありがたいことだと思います。ぶちよい亭というのは、どっかその辺にあるあそこですかね。私も1回か2回飲みに行ったことがありますけど、よかったです、本当に。

そうなりますとね、もう400万円の赤字が一举に200万円の黒字って手品みたいなことが起きます。これはもう皆さんによく御案内しときますから、よかったですねと、本当に喜びます。皮肉じゃありません。心からお喜び申し上げます。

少し時間が余りましたが、順調に参りましたんで、以上で終わります。ありがとうございました。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたしました。残余の一般質問につきましては、明日と明後日に行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時05分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月19日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃